

かすみがうら市議会決算審査特別委員会会議録

令和4年9月15日 午後 1時27分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	田 谷 文 子
副委員長	来 栖 丈 治
委 員	矢 口 龍 人
委 員	中 根 光 男
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	川 村 成 二
委 員	設 楽 健 夫
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博 一
委 員	櫻 井 健 一
委 員	鈴 木 貞 行
委 員	吉 村 慎 治
委 員	金 子 遙

欠 席 委 員

委 員 鈴 木 良 道

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
市長公室長	横 田 茂
市民部長	大久保 定 夫
保健福祉部長	幕 内 浩 之
市民協働課長	齋 藤 裕 之
環境保全課長	齋 藤 明
企 画 監	宮 本 明
国保年金課長	豊 崎 良 憲
市民課長	関 克 明
社会福祉課長	金 子 俊 文
介護長寿課長	川原場 宗 徳
子ども家庭課長	齋 藤 隆 男
健康づくり増進課長	田 中 英 昭

出 席 書 記 名

上下水道課	阿部正寿
社会福祉課	河野小春
スポーツ振興課	大野真司
観光課	飯島大登
議会事務局	柏崎博子
議会事務局	折本尚充

---

## 議 事 日 程

令和4年9月15日(木曜日)午後 1時27分 開 議

### 1. 議案の審査

- (1) 議案第46号 令和3年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第47号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第48号 令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 議案第49号 令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

---

開 議 午後 1時27分

○田谷文子委員長

皆様、こんにちは。

ただいまの出席委員は12名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから9月14日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、審査予定表のとおりでございます。

初めに、議案第46号のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長(大久保定夫君)

それでは、市民部所管分につきまして、市民協働課、環境保全課、国保年金課、市民課の順番で説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民協働課長(齋藤裕之君)

それでは、市民協働課所管の決算についてご説明いたします。

最初に、歳入のほうからご説明させていただきます。

決算書をお願いいたします。31ページ、32ページをお願いいたします。

中段の15款2項1目1節総務費補助金の備考欄の中段頃になります。地域少子化対策重点推進交付金30万円、これは、歳出のページで99、100ページ、こちらの13になります。移住定住・結婚支援事業(政策)の中の結婚新生活支援事業に充当となっております。

続きまして、決算書の37ページ、38ページをお願いいたします。

中段頃になります。15款2項5目1節の都市構造再編集中支援事業費補助金3296万8500円のうち、200万円が市民協働課の分でございます。歳出の91、92ページの03の交通安全対策事業費(政策)、神立駅停車場線歩道の照明施設整備設置設計業務委託費436万7000円に充当となっております。

続きまして、41ページと42ページになります。16款2項1目1節の地方創生移住支援等補助金45万円、これは先ほどの支出のほうの99、100ページで申し上げました地域少子化対策重点推進交付金と同じく、移住定住・結婚支援援助事業のわくわく茨城移住支援金に充当となっております。

続きまして、61、62ページ、この中段になります。21款5項7目1節自治総合センターコミュニティ

助成事業510万円、そのうちの250万円が市民協働課の所管でございます。令和3年度は、逆西3区の祭り用の備品に対しまして助成をしまして、ページ93、94ページの03の自治振興事業（政策）の自治総合センターコミュニティ助成金に充当しております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

決算書の79、80ページをお願いします。タブレットの成果表は81ページになります。

2款1項2目03市民活動支援事業（政策）でございます。まちづくりファンド事業助成事業、緑化推進協議会等、多くの市民がまちづくりの担い手として、地域の課題に対して自ら行動する機運を高め、市民と行政による「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を推進しております。まちづくりファンド事業は、ハード事業が2件、ソフト事業8件、合わせて8団体による10事業に1826万1000円を交付させていただきました。緑化推進事業につきましては、従来の花のみち・花いっぱいの花壇の植栽管理事業に加え、花のみちの空き花壇の対策として、アジサイの苗を令和3年度には220本ほどを追加して、植栽しております。数年後にはアジサイの名所になるのではないかと期待をしておるところでございます。緑化推進協議会への補助金に対しましては、管理費も合わせまして300万円の補助金でございます。

続きまして、その下、05男女共同参画推進事業（政策）、タブレットの成果表は82ページでございます。取組には、市民ボランティアの協力を得ていまして、市高校生会との連携により、女性に対する暴力をなくそう運動の催物として開催したパープルリボンクリスマスツリーの制作や普及啓発のためのジェンダーのチラシを撮影しまして、配布などに取り組みました。このチラシは公共施設の窓口に置かせていただいているところでございます。

08広聴事業（政策）、タブレット成果表は83ページでございます。まちづくり出前講座につきましては、令和3年度は9団体、10回で242名の市民の方にご利用いただきました。また、市民提案制度も、今までは用紙を公共施設に置いていただけでしたが、令和2年度からは、後納郵便の様式で全戸配布させていただいたところ、例年よりも多くの意見や提案が寄せられるようになりました。これに係る印刷製本費24万240円でございます。

決算書の91ページ、92ページをお願いいたします。タブレット成果表は84ページでございます。2款1項8目03交通安全対策事業（政策）でございます。令和3年度から市民協働課の所管となった事業でございます。市民の交通安全意識の向上を図り、安全で安心できる交通社会を目指した取組を推進しております。政策のほうの主な支出としましては、神立駅停車場線歩道の照明施設設置設計業務委託436万7000円と、市内防犯灯のLED化業務委託料1397万880円、市民要望等によるカーブミラー等、市が設置する交通安全施設工事費273万6800円の支出となっております。このカーブミラー等につきましては、参考資料を提出してございますので、ご覧いただき、タブレットのほうでございますが、273万6800円というような支出になっております。その次からは各年度の詳細が載っておりますので、ご参考にしていただければと思います。

続きまして、タブレットの成果表は85ページ、2款1項9目地域安全対策事業（政策）でございます。これも令和3年度から市民協働課の所管となった事業でございます。政策のほうの主な支出としましては、防犯カメラ設置工事費3か所6台分で、277万2000円でございます。

続きまして、決算書93ページ、94ページをお願いいたします。タブレット成果表は86ページでございます。2款1項10目03自治振興事業（政策）でございます。令和3年度は、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献事業自治総合コミュニティ助成金として、逆西3区の祭り用品に250万円、地域集会施設整備費補助金として、馬場行政区の集会施設整備178万5000円の補助を交付しております。

最後になります。

99ページ、100ページをお願いします。タブレットの成果表は87ページでございます。2款1項14目13の移住定住・結婚支援事業（政策）でございます。主な支出としましては、婚活サポートセンター相談員の報酬109万9722円やわくわく茨城移住支援金60万円、結婚新生活支援事業費補助金60万円、移住促進住宅取得支援補助金の1400万円が主な支出でございます。

市民協働課からの説明は、以上でございます。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

財源について割合は、どのぐらいの割合なのでしょう。10分の10だとか、3分の1だとか、そういうのが分かりましたら教えてください。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

31ページ、32ページの地域少子化対策重点推進交付金30万円につきましては、2分の1が国のほうで補助されております。

それから、神立駅停車場線の補助の照明設置設計業務でございますが、こちらのほうにつきましては2分の1の補助になっております。37ページ、38ページです。3296万8500円のうちの200万円が市民協働課の分でございますけれども、国のほうからは2分の1が補助を受けております。

続きまして、41、42ページの地方創生移住支援等補助金45万円でございますが、国のほうが2分の1、県のほうが4分の1で、市町村に4分の1というようなこととなっております。コミュニティセンターに関しましては、最高額が250万円の打切りとなっております。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○櫻井健一委員

婚活のところについてお聞きしたいのですけれども、成果シートの87ページの婚活サポートセンターの登録人数111名というところは、目標値は何名だったのでしょうか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

婚活センターの登録人数111名でしょうか。これが、目標が195名でございます。

○櫻井健一委員

目標値に届いていない状態だと思うのですけれども、現在、婚活サポートのサポートを受ける受付の時間帯が毎週水曜日の1時から8時で、毎週。日曜日は10時から5時です。これが来月、今月の10月1日から第2・第4日曜日と水曜日ということに、受付時間が減るようなことになると思うのですけれども、これはどうしてですか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

電子申請のほうを取り入れまして、事務の効率化を図るということを念頭に置きまして、10月1日から第2・第4日曜日に関しましては、短縮で第2・第4だけで行うというように変更になります。

○櫻井健一委員

ということは、業務を縮小するわけではなくて、今までの対面式からデジタル化を図るというような、移行が図られているというような表れでよろしいのでしょうか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○櫻井繁行委員

市民活動支援事業（政策）のところですが、これは地域づくり基金を活用して、しっかりまちづくりファンドを取り組んでいただいていると思うのですが、令和3年度として周知回数については、実績として1回しか行っていないと思うのです。これは目標10回を掲げている中だったと思います。令和2年度については年間で12回周知を行っている中で、令和3年度として極端に1回と回数が減っている要因は何かありますか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

特別には把握していないのですが、令和3年度に関しましてはコロナの影響もありまして、周知があまりできなかったということは聞いております。

○櫻井繁行委員

そういった中においても、支援団体の8団体に支援をまちづくりファンドとして行っている実績はあるので、要因をお聞きしたかったのですが、コロナ禍というのは漠然とした言い方、抽象的になってしまうと思うのですが、これはホームページへの掲載や、チラシの全戸配布、また広報紙といった、いろんな媒体ツールを使って、このまちづくりファンドを周知するという市民協働課としての目標があったと思うのです。そういったところをどのように考えていたのかお聞きしたかったのですが。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

申し訳ございませんでした。まちづくりファンドは基金をもってやっている事業でございまして、2年後には今の団体、継続している団体がお金の基金のほうで底を尽いてくるというようなこともございます。そういうことも加味しまして、一旦、協議をしていく時期に入っているということもありまして、周知の回数も減ったというようにご理解いただければありがたいと思います。

○櫻井繁行委員

これは令和3年度については広報紙での周知ということなのだと思うのですが、この辺も実績に合った目標設定を今後、令和4年度以降はしていただければ、何か漠然とやはりその台所事情はなかなか分からないところあるではないですか、地域づくり基金の活用ですから。そういったところもしっかりでは、何で令和3年度については、令和2年度の目標4回の周知なのに、基金が底を尽いてくる中、目標は10回も掲げたのかということにもなってくると思いますので、今後、さらにしっかり実績に合ったというか、そこがしっかりリンクするような目標と実績をつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

おっしゃるとおりでございます。そのようにこの今後は気をつけてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○櫻井繁行委員

もう1点、広聴事業（政策）のところなのですが、全戸配布で用紙を配って、市民の方から35件の提案をいただいていますよね。これ非常にありがたいことだと思うのですが、これは具体的にどういった流れでこう、例えばその担当課にお伝えするとか、市長公室のほうで取りまとめるのか、また、その提案をいただいたことに対して答えはどういうふうに市民の方に周知をしていくのかとか、そういった流れを教えていただけますか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

要望に関しましては、令和元年度は1件しかありませんでした。令和2年は14人で21件、令和3年度は、25人で35件と増えております。この対応は、全部所管の課のほうに市民協働課が振り分けをしまして、要望書を各課に渡しております。それで返答をいただきまして、連絡先が分かるところには返事を出しております。また、年度の最後の頃になりますが、ホームページでどういうものがあったかどうかを掲載しております。

○櫻井繁行委員

そういったことであれば、後追いというか、連絡が取れるものに関しては、担当課のほうにその提案書を渡して、しっかりと答えたというか、どういう結果になったということまでしっかりと市民協働課のほうで確認をしているというような認識でいいですかね。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

はい。市民協働課のほうとしましては、今できることを粛々とちゃんとやっているつもりでございます。よろしく願いいたします。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

まちづくりファンドの先ほどのお話ですと、8団体10事業という話でしたよね。この団体の一覧表といますか、その活動内容とかも知りたい。あと、交付金が幾らになっているのかということ。それが1年度、2年度、3年度という意味では変わっていくというように思いますが、その辺も分かる範囲でお願いしたい。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

ホームページに載せて周知すればよろしいでしょうか。報告書を後でお渡ししたいと思います。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

評価シートのほうの21ページに、市政懇談会と、市長と話そう！ミーティングとか出前講座、こういう項目の中の最後のほうに再検証と拡充、再構築という記載がありますが、これは今後、今までこういうふうな再検証しながら進めてきたのでしょうかけれど、今後どういうふうな検証していこうとしているのかということについて、お話していただけますか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

はい。市長と話そう懇談会などは、去年はゼロでございました。コロナの影響で実施できなかったということでございます。

このような中で、今後、市民の声をもっと市長等にも、行政のほうに反映できるようにするにはどうしたらいいのかということを考えているところでございまして、こうやったほうがいいのかという原案につきましては、まだ検討の最中でございます。お示しできません、申し訳ございません。

○設楽健夫委員

説明書の85ページに係るこの空き家対策のところ、最近、農村地域でも外国人の方が空き家に入って生活しているとか、そういう話も聞きますし、散見される場所もあるのですが、この空き家対策の協議会の中で、その守備範囲といますか、それは市街化、あるいはその居住可能な家屋だとか、その後、空き家にどういう方たちが入って、使用方法というか、事業に使っている人、あるいは一般の民家

として使っている人というふうにも区分されるのでしょうかけれど、この辺はどういうふうな形で協議会では進めているか、分かればお願いしたいです。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

空き家に対しましては、空き家バンクも設置しております。それにつきましては、利用可能なところが空き家バンクのほうに登録するわけなのですが、あと相続人とか、所有者がはっきりしている人ですね、そういう人たちが空き家バンクのほうに登録していただきまして、広報紙、それからホームページ等で周知をして、活用していただくところなのですが、荒れている空き家に対しましては、現在のところ、こちらで所有者に周知するのが第一番目でございます、その次に、今度は勧告といたしまして、いつまでにその枝を払ってくださいますとか、整地してくださいますというようなお願いを出します。それでも駄目なときには、連絡がつけば、行政のほうで木を切ったり枝を切ったりするのはいいというようなことであれば市のほうで切って、請求書をその所有者のほうにお渡しすると。それでも駄目なときには、今のところ、やりようがないというところが現状でございます、それ以上のことに関しましては、今後、協議の課題になっております。

○設楽健夫委員

この人口の増減を調べていったときに、市街化区域、あるいは農村地域でもそうですが、外国人の数が相当増えてきている。これは一緒に生活していかなくてはいけないのですが、空き家の使い方のその種別といいますか、国籍とかいうことを含めて、どういう分布として進んでいこうとしているのか、そういう調査もやっぱりこれから必要になっているのではないかと。

今、霞ヶ浦地区でも外国人が農事組合をつくって、水田を購入していくと、そういう事例が散見されますし、増えてきていますから、ということを含めて、その辺のこの多国籍事情といいますか、一緒に生活していくためにどういうことが必要なのかということにも発展してくると思いますので、その辺を少し考慮し、聞き取り等を含めてお願いしたいなというふうには思うのです。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

委員がおっしゃられましたことを考慮に入れまして、今後は進めたいと思います。よろしくお願いたします。

○川村成二委員

まちづくりファンドですが、成果説明書の81ページの成果を見ますと、令和2年度、3年度とも8団体という表記されてありますが、評価シートのこれは18ページでは、令和2年度の目標が7に対して実績が10、令和3年度が目標10に対して実績が8と少し数字が違うのですが、この令和2年度の実績の違いは何か、まずそれを教えてください。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

成果表の令和2年度の8件が正しくて、事務事業シートのほうの10件になっているほうが誤りでございました。ですので、訂正のほどをお願いいたします。

○川村成二委員

これ、私は誤りではないような気がするのですよね。というのは、令和2年度の実績が8団体で10事業を実施したということからすると、このまちづくりファンドの目的が団体数を増やすことが目的なのか、事業を増やすことが目的なのかで成果の把握の仕方が違ってくると思うのです。ですので、令和3年度の目標を10としているのは、団体数を増やすということであれば、団体数が増えたのか増えなかったのかということからすると、増えていないわけです。それに対する増えなかった理由の説明等はないのですよね。ですので、まちづくりファンドのこの目標設定は、団体数を増やすことなのか、それと



も、事業数を増やしていくことなのですか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

事業数を増やしていくことを目標としておっています。

○川村成二委員

そういうことからすると、事務事業評価シートのほうが正しい数値の目標設定になっている、ただし、指標名、あるいは単位、内容が間違っているということになります。ですので、担当課としての目標設定の統一性がされていないということになりますので、事業数を増やすのであれば、そういう書き方に修正していただいて、まず資料の修正等も含めて、全体の発言の整理をしていただきたいと思います。いかがですか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

議員のおっしゃるとおり、訂正をしてみたいと思います。

○佐藤文雄委員

率直に聞きますけれども、広聴事業の市長の懇談会、市政市長と語ろうミーティング、これはコロナでやらなかったというふうに言っていますが、令和3年は非常に重要な年度だったのです。突然に出てきた複合交流施設、これは、私たちのほうは住民監査請求をしました。その前に、市長に懇談会を申込みして、市長と直接懇談しているのです。でも、なかなか動かない。動かないということなので、監査請求をする。監査請求したら、勧告をしましたよね。市民説明会をやりなさいと勧告したのです。勧告してやっと12月という話になるのです。このコロナ禍であっても、必要なことはやるべきなのです。こういう市長の懇談会とかタウンミーティングとか、そういうのは協働課が主体にしてやるのではなくて、実際には市長公室からの指示を受けてやるということなのではないでしょうか。だから、市長公室が動かないと動かない、動けないということなのではないでしょうか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

この懇談会等、市長と語ろうにつきましては、当時の担当から昨年度に関しましては、市長と相談をして態度を決めたというように聞いておきまして、コロナの影響もあるし、今、懇談会を開く時期ではないというような判断があったものだと私たちは理解しております。

○佐藤文雄委員

協働課のほうで判断するのではなくて、実際には市長公室が判断をするのかなというふうに聞いたのです。市長公室のほうで判断するのかという質問です。

新市長、宮嶋市長が就任されましたよね。そうすると、このタウンミーティング等などもやっぱりみんな要望しているのです。そういう関係もあるのです。これは協働のほうだけで独自にはできない。簡単に言うと、市長公室を巻き込んで、逆に市長公室の判断でやるというふうになってくるのではないのでしょうかということなのです、いかがですか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

市民協働課だけではなくて、市長、それから関係する市長公室のほうもご意見を伺いまして、今後は決めていきたいと思っております。

○佐藤文雄委員

今後はそういうふうにしてください。

別な質問で、交通安全ですが、この交通安全の財源そのものは、よく反則切符でやっている交通安全という、逆に交付税されていることがあるでしょう。これとは別に、この交通安全対策、これは一般財源でやっている交通安全なのではないでしょうか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

カーブミラー等について、路面標示とか、あと防犯灯の専用柱の設置等につきましては、これは交通違反を行った方の反則金、これが総務省のほうから交付されているみたいでございまして、そちらを使ってございます。一般財源につきましては、ほとんどあまりない状況でございます。

○佐藤文雄委員

交通安全の対策費、ずっと例年やっているでしょう。そうすると、今言った交付税措置されて、交付税というか、国からの交通安全対策費という形で来ている交付税を使っていると。だから一般財源は使っていないということなのですか。これちょっと、反則していないと、罰金が入らないと、こう小さくなりますよね。一般財源は入っていないのですか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

一般財源のほうに国のほうから入っております、もちろん道路のほうでもやっているような交通安全の事業なんかにも充当しているかのように聞いております。

○佐藤文雄委員

そこら辺整理してくれますか。

実をいうと、昨日、道路課のほうでは、もう枠が決まっています、4900万ぐらいだったか、4900万という枠を決めて、道路の修繕とか地域の要望、こう枠決めちゃっている。この交通安全については、今、道路課のほうでもやっているというふうなことを言っているのではないですか。そうすると、枠が決まっていると、なかなかこれだという地域的な要求ありますよね。こういうことになるので、整理してくれますか。この国から来るやつは一般財源化になっているのですか。固定されている交通安全対策費みたいな形で来ているのではなかったですか。その分で使っているのでしょうか。それを交通安全、このいわゆる市民協働課の部と、それから道路課で分担をするとか、そういうことになっているのでしょうか。つまり、財源のほうもはっきりしてもらいたいのです。よろしいですか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

交通安全対策特別交付金ということで国から来ておりますので、これにつきましては、その中の577万2000円、これが全額来てございまして、そのほぼ全額です。決算書で見ますと、92ページの交通安全施工工事273万6000円と、その前の交通安全対策事業の中の修繕料295万5111円、これが対象になっているようでございますので、ほぼ全額がこの交付金、市民協働課で使っている金額になります。

○佐藤文雄委員

後で確認してくれますか。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

申し訳ございません、確認させていただきます。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○来栖丈治委員

関連というか、引き続き交通安全のことなのですが、令和3年度、別添資料で確認すると、カーブミラーがどのように設置がされたのか、この表記の中でちょっと確認したいのですが、撤去・新設というのが交換で、設置というのが新規に取り付けたという理解でよろしいかどうか確認です。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○来栖丈治委員

そうしますと、このいわゆる市に要望が出てくるというのは市道であって、県道とかの場合には県の事業というか、警察か何かで別にやっているのかどうなのか、そこが分かれば確認したいと思います。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

県道につきましても、市の予算でやっているそうです。

○来栖丈治委員

それで、カーブミラーの設置がこれ5年間の資料を出してもらっているのですが、すごく見ていると目についたのですが、カーブミラーというのが協和さんで、ガードレールというのが五頭産業さん、これは独占的な仕事の背景になっているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

一応、見積りを取っておりますので、1社に限ったことではございません。

○来栖丈治委員

この令和3年度を言うと、16工事があった中で、市内の事業者さんがお仕事をしたなというのは1社で、16分の1なのです。私が言いたいのは、そういう難しい工事ではないので、市内の事業者さんが仕事できるようにしてもらえるとすごくいいのではないかなということを考えて聞いているのですが、その見積りの徴し方があるかと思うのですが、そういうことを考えた上でどうかということで、確認したいと思います。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

検査管財課のほうに指名願を出している業者を再度確認しまして、該当するところにはなるべく提出を願うようにしたいと思います。特に市内の業者は漏れなく提出していただけるように考えていきたいと思っています。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○環境保全課長（齋藤 明君）

ご苦労さまでございます。

それでは、令和3年度環境保全課の歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

私のほうからは、新治広域事務組合に係る部分以外について、ご説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、決算書により主要なものをご説明させていただきます。

決算書の35ページ、36ページになります。

15款2項3目衛生費国庫補助金でございます。そちらの1節保健衛生費補助金の備考欄一番上になります。循環型社会形成推進交付金4904万円のうち、933万円が環境保全課分の歳入となります。内容といたしましては、浄化槽の設置に係るこちらは国庫補助分となります。補助率につきましては、3分の1ということです。

続いて、決算書の45、46ページをお開きください。

16款2項3目衛生費、県の補助金でございます。1節保健衛生費補助金の浄化槽設置整備事業費補助金1461万3000円及びその一番下になります、自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金90万円ござ

います。浄化槽の補助金につきましては、設置に係るこちらは県の補助分となります。補助率は、県のほうは4分の1ということです。実績といたしましては、43基分です。自立・分散型エネルギーの補助金につきましては、リチウムイオン蓄電システムの導入補助ということになり、県からは1基当たり5万円を限度といたしまして歳入されております。なお、設置者には、市の補助分と合わせて1基当たり10万円を補助しております。昨年の実績といたしましては、18件ということになっております。

歳入の説明については以上となります。

続きまして、歳出について、政策事業をご説明させていただきます。

政策事業、ほとんどが負担金と補助金という構成となっております。

決算書147、148ページをお開きください。タブレットPCの政策事業に係る成果説明書は88ページとなります。

4款1項1目保健衛生総務費、こちらは、11浄化槽設置整備事業（政策）でございます。公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域以外の地域に対しまして、高度処理浄化槽の設置に係る補助を行っております。事業費といたしましては、18節負担金補助金及び交付金のみとなっております。決算額3511万1000円でございます。交付件数は、43基ということです。先ほど、歳入の部分で説明しました国と県とを合わせた分になっております。

続きまして、決算書、157、158ページをお願いいたします。タブレットPCの政策事業に係る成果説明書は、89ページとなります。

4款1項6目環境保全対策費03環境美化事業でございます。市内全域におきまして、市民の協力による一斉清掃を行い、快適な生活環境づくりを目指しております。決算額といたしましては、89万1401円でございます。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の関係で事業は中止ということになってしまいました。

続いて、同じくその下の05ですが、タブレットPCの成果説明書は90ページとなります。

4款1項6目環境保全対策費05公害防止対策事業でございます。市内の環境を継続的に監視し、快適な生活環境づくりに寄与するとともに、環境保全の向上を図るため、市内の河川や地下水、工場、ゴルフ場などの水質並びに土壌の調査を行うものです。決算額361万440円でございます。主な支出といたしましては、河川水質の調査委託料の260万9640円となります。

続きまして、決算書は同じページですが、タブレットPCの政策事業に係る成果説明書は91ページになります。

4款1項6目環境保全対策費09一般廃棄物処理事業（政策）でございます。決算書、次ページ、160ページになるかと思えます。決算額2億7416万1006円でございます。主な支出といたしましては、市内のごみ収集に係る委託料1億3998万6000円とプラスチック製容器包装処理に係る委託料694万560円と、霞台厚生施設組合負担金1億2230万8000円となっております。

続いて、決算書は同じページなのですが、タブレットPCの政策事業に係る成果説明書は92ページになります。

11リサイクル推進事業（政策）でございます。決算額といたしましては、68万840円でございます。主な支出といたしましては、子ども会や町内会、自治会で紙や空き缶などを回収した団体に補助金を交付しており、令和3年度については18団体が実施していただきまして、補助金交付額といたしましては38万8340円でございます。また、一般家庭から出る生ごみの減量を図るために、生ごみ処理機などの補助金としまして21万1000円を支出しております。

続いて、タブレットPC政策事業に係る成果説明書が93ページとなります。

4款1項6目環境保全対策費13環境保全推進事業（政策）でございます。決算額271万3000円。主な支出といたしましては、公共施設を対象としました第五次温室効果ガスの排出抑制実行計画書の作成委託料として91万3000円、また、住宅などにおける再生可能エネルギーの導入及び災害に備えた自立分散型エネルギー設備の導入を促進することを目的に、蓄電システムを対象といたしまして、1件当たり県が5万円、市が5万円の合計10万円の補助を交付いたしまして、実績といたしましては18件、補助金交付総額は180万円の支出でございます。

新治広域を除いた環境保全課の分は、以上でございます。

○田谷文子委員長

続いて説明を求めます。

○企画監（宮本 明君）

環境保全課、宮本です。よろしくお願いいたします。

環境保全課、新治地方広域事務組合の令和3年度についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

決算書35、36ページになります。

15款2項3目1節の保健衛生費補助金で循環型社会形成推進交付金として、4904万円の収入があります。このうち、旧新治地方広域事務組合の解体交付金として、エネルギー回収型廃棄物処理施設交付金3971万円を令和3年度分として収入しております。補助率については、交付限度額の3分の1となっております。解体対象物は焼却施設のみで、限度額が6億6183万9000円、このうちの3分の1の交付額で2億2061万2000円となります。また、令和4年度は残りの1億8090万2000円を交付申請しております。

次に、63ページ、64ページをお願いいたします。

21款5項7目1節の雑入となります。一番下の段になります。下から2ポツ目の金属資源売払収入が383万1555円となります。このうち、375万7505円が旧新治広域の鉄、アルミ等の売却収入となっております。

また、次の資源物売払収入は、ペットボトル等の売払収入で、組合解散後、本市で収入しております。

次の65、66ページをお願いいたします。

上から6ポツ目、旧新治地方広域事務組合焼却手数料等収入は、事業系ごみの処理料金となります。こちらも組合解散後、本市で収入をしております。

次に、旧新治地方広域事務組合施設解体事業費負担金4031万6000円ですが、組合構成市令和3年度の解体事業費負担金で、石岡市は衛生費、民生費と合わせて2530万3000円、土浦市は1501万3000円となっております。

次に、新治地方広域事務組合解散事務事業負担金164万4000円ですが、こちらは令和2年度分の事務事業負担金で、石岡市は事務費と汚染負荷量賦課金を合わせて161万5000円、土浦市は汚染負荷量賦課金だけで2万9000円となります。

次に、旧新治地方広域事務組合令和2年度決算剰余金6530万239円、こちらについては、前年度組合決算報告をさせていただいた金額を本市の収入としたものです。

続いて、歳出のご説明をさせていただきます。

161ページ、162ページをお願いいたします。

4款1項6目23事業の新治地方広域事務組合解散事務事業（令和3年度精算分）は、455万8147円の支出となります。令和2年度末に解散した組合の事務を引き継ぎ、その清算事務を令和3年度において支出したもので、費用負担は石岡市と本市となります。

支出の大きなものとしては、10節光熱水費の電気代等を支出しております。

次に、24事業の新治地方広域事務組合解散事務事業（令和2年度繰越分）は、4319万9029円の支出となります。令和2年度末に打切決算をしたことで、令和2年度の組合の未支払い分を本市が引き継ぎ、令和3年度において支出したものです。費用負担は、石岡市と本市となります。

支出の大きなものとしては、12節委託料で不燃物残渣処分委託料、同じく12節焼却灰処分委託、12節ばい煙測定分析委託、続いて、163ページ、164ページ、12節ごみ焼却施設運転管理委託、12節粗大・不燃・資源処理委託、22節旧新治地方広域事務組合剰余金構成市返還金2109万4368円、令和2年度新治地方広域事務組合解散に伴う衛生費と民生費の精算金で、石岡市へ返還しております。

続けて、ページ中段になります。

4款1項7目02事業の新治地方広域事務組合施設解体事業（政策）、こちらは5億1469万1404円の支出となります。旧新治地方広域事務組合の施設等解体事業で、循環型社会形成推進交付金と除却債以外の費用を3市で負担しております。

主な支出としては、12節旧新治地方広域事務組合施設解体監理業務委託1380万5000円、委託料総額は2761万円で、2年契約の50%が3年分の支払いとなります。14節ごみ焼却施設等解体工事5億円、工事請負費金額の12億7631万4600円のうち、前払保証金で残りは令和4年度の支払いとなります。26節汚染負荷量賦課金の支出で、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、支出をしております。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

浄化槽のほうについてですが、事務事業シートを見ますと、平成30年から令和4年度までに300基を設置目標とすとなっておりますよね。それで、令和3年が80で実績が63というふうになってはいますが、これは補助設置基数が43というこの整合性がちょっとよく分からないのですが、現在まで、この300基を達成するには、令和4年までですが、そうすると、何基になるのですか。併せて教えていただけますか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

資料のほう、分かりづらいかもしれませんが、浄化槽のほうを30年から令和4年度までに300基を目標ということで、県のほうにも計画として上げております。そちらのほうを目標とさせていただきます、令和4年度が100%ということになります。平成30年度の分につきましては、年間60基を大体予定しておりますので、その分で目標値としましては、平成30年で20%、元年で40%、2年で60%、3年で80%、令和4年で100%というような指標にさせていただいております。令和2年度につきましては、その計画からいきますと、48.66%ということになっておりますが、目標数値といたしましては、ここは60%、180基が目標ということになります。令和3年度につきましては、パーセンテージで63%、目標は63%ですが、実際の計画目標といたしましては、令和3年度には80%になっていないと目標数値には達していないということで、基数でいうと240基になります。

○佐藤文雄委員

令和3年度で240基設置されたということですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

令和3年度の全体での基数が240基になっていないと、令和4年度の目標までには300基は無理だろうと、年間60基を目標にしております。ですので、63%というのは実際の設置された基数、数字での実数のパーセンテージになります。目標は80%であります、実際は63%ですということです。

○佐藤文雄委員

それは書いてあるから、分かります。ただ、63%でしょう、300基に達するのは。そうすると、今現在、240基でないと80%に達しないと行ったでしょう。ということは、残りあと令和4年度で何基になるのですか。その基数は、達成する見込みはあるのですか。教えてください。

○環境保全課長（齋藤 明君）

現在、令和3年度まででいいますと、パーセンテージで63%ですので、189基が設置されているということになります。それで、令和4年度までに100%を達成するには、あと111基を目標としなければなりません。ですが、県のほうの補助金の年間の計画がこれだけくれるかどうかというのもございますし、また実績を、設置数を見ましても、なかなかその目標達成にははっきり言って難しいのかなというふうには思います。ただ、努めてその設置に関しては啓発していきたいというふうには考えております。

○佐藤文雄委員

最高で60では、111は無理じゃないですか。ということは、令和4年度までではなくて、令和5年というふうに延長することはできないのですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

はい。こちらのあくまでも県のほうに提出している計画を基に指標しておりますので、県のほうに今度はまた新たな計画として出すようになると思います。そのときには、また精査しながら数字のほうは出していきたいというふうに思います。今後も、令和5年度からの計画が恐らく提出が求められると思いますので、そちらのほうを目標としてやっていきたいと思います。

○佐藤文雄委員

そういうことで令和4年度では終われないので、絶対に。令和5年度ということで見直しをしていただきたいなと思います。

それから、一般廃棄物処理なのですが、年間のごみが少なくなっているとは思いますが、ゴミ袋の20リットルと30リットルと45リットルが一時期足りなくなりましたよね。これはいろんな理由があって、中国でつくっていたというのは分かったのですが、ところで、今年も一斉清掃をやったのですが、45リットルのゴミ袋でないと効率が悪い。こういうものは、普通のごみではなくて、草を刈ったものが大きいのです。そういうものであれば逆に、透明の袋であればオーケーというふうにすればいいのではないかなと思うのです。指定袋とかにこだわらないで、そういう草を刈ったやつについては、透明なものでいいというふうに考えてもいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

確かに一時期、その入荷のほうで、中国のほうのロックダウンの関係で物が入ってこないということで、市民の皆様にはなかなかお手元に届かない時期が多少ありましたので、その点に関しては申し訳ないなというふうには思っております。

今、お話しされた件ですが、今年の4月より、排出袋を統一する、指定ゴミ袋の制度につきましては、以前も恐らくお話しされたかと思いますが、地域のほかからのごみの流入防止ということとか、あと適当でない袋、こちらはよく昔、米の袋だとか、コンビニの袋だとか、段ボールだとか、そういうものに入れて出されているようなこともありましたので、そういうのを防止するために実施しております。一部、市販のゴミ袋で出すということにつきましては、指定ゴミ袋制度を導入してまだ間もない状況であり、また市民の皆さんに混乱を招くおそれがあるため、一部、市販の袋での利用を認めるということは、現状では難しいかなというふうには考えております。ただ、霞台クリーンセンターのほうに直接搬入をするというような場合につきましては、市販のそのゴミ袋でも認めておりますので、そこら辺をご理解

いただきたいなというふうには考えております。

○佐藤文雄委員

今でも45リットルが入らないという苦情が出ているのですよ。店に置いてあると言っても。だから、特に草を刈ったやつが多いので、そういうのは、柔軟に対応できればいいのではないですかと言っているのです。透明であれば、そういう草を刈ったやつをやれば、その分はいいですよというふうにしたらいいのではないですかという質問なのです。いかがですか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

繰り返しになりますけれども、やはり制度が始まったばかりということもあり、また混乱を招くという事で、そこはご理解をいただきたい。

皆さんでやっていただくような一斉清掃などの部分につきましては、こちらは指定のごみ袋ではなくても使えますので、そちらのほうは活用していただければというふうに思います。

○佐藤文雄委員

しょうがないね。もう一斉清掃で透明の袋でやって持っていつてもらったのですよ、実をいうと。だから、そういうふうに柔軟に対応すればいいと思うのです。

それと、宮本課長がいろいろお話されました。非常にややこしいのですよ、難しくて。これ一覧表で分かるようにしてもらえませんか。令和2年度の繰越区分や、それから令和4年に行くとかという、現在分かっている段階のやつで。全体像が分からないと、これだけじゃ分かりません。できますか、今日でなくてもいいです、教えてもらえばいいのですが。宮本さんは、もう既に頭の中に全部一覧表ができていないのですか。それを表にしてください。よろしいですか。

○企画監（宮本 明君）

はい、作成してみます。

○田谷文子委員長

ほかにございますか。

○櫻井繁行委員

僕のほうも、ちょっと浄化槽設置整備事業（政策）のところをお聞きしたかったのですが、佐藤委員からもありましたが、令和3年度としては目標60基に対して43基と、達していないという現状があったと思います。その要因として、令和2年度や元年度と比べ、添付資料を見ているのですが、令和3年度は5人槽と6人槽から7人槽の市の補助額が多少減っていますよね、これ6万円ほど減っていると思うのですが、これはどのような認識でこの補助額が減額というようになっているのかをお聞きしたいのです。

○環境保全課長（齋藤 明君）

事前に出された資料でしょうか、今おっしゃっていたのは。

浄化槽補助別整備状況、平成30年から令和3年までの分。

令和2年度につきましては、国の補助が実は2分の1ございました。令和3年度につきましては、国のほうからのお示しがされたのですが、令和3年度については3分の1の補助でお願いしますというようなことで、国の補助率が下がってしまいまして、その分市の負担が増えたというのがございます。

○櫻井繁行委員

負担が増えた割には、補助額は減っていますよね。だから、市としての負担、国の補助が減っているから単純に6万円減ったという答弁じゃないですよ。どういったことですか。市の負担が増えているけど補助額は平行線じゃなく減額になっていますよね。もっと言えば8人槽から6人槽については、令



和2年度より令和3年度は補助額が上がっているのではないですか。こういったところも設置が伸び悩んだ原因なのかなというふうに思ったのですが、これは環境保全課として、どのようにお考えなのかお聞きしたのですが。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。 [午後 2時53分]

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時04分]

答弁を求めます。

○環境保全課長（齋藤 明君）

資料のほうをもう一度よく精査しまして、再度提出したいと思います。

補助金の額につきましても、年によって国のほうからの3分の1、2分の1というのがあるみたいなので、そちらのほうも精査しながら、一緒に明記をして提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○櫻井繁行委員

それでは、補助額の裏づけも必要だと思いますので、関係資料をもう一度精査していただいて、国・県の補助分も含めて、分かりやすい資料を提出いただきたいと思います。

それと関連して、令和3年度の事業内容で、転換と転換外というのを合わせて43基あるのですが、これは新規と修繕なのか、名称があまり聞きなれない言葉なのですが、詳細教えていただけますか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

言い方なのですが、新規というのはそのまま新規なのですが、新築の部分なのですが、転換と県のほうで言っているのは、単独浄化槽が今入ってまして、その方が合併処理浄化槽に交換するというのを転換という言い方をされているようでございます。転換外につきましては、新規ということで、同じだと。

○櫻井繁行委員

あと、この浄化槽整備事業というのは、基本的には課長がおっしゃるように、農集や公共下水が入ってないところになってくると思うのです。そういった中で、現在、合併浄化槽を入れている方が、例えば10年、20年たつてその合併浄化槽自体を新しいものに入れ替えたいといった場合には、この補助制度というのは、何か使えないというようなお話をちょっとお聞きしたことがあるのですが、そのところお聞きしたいのですが。

○環境保全課長（齋藤 明君）

そちらのほうもちょっと後で併せて調べて提出してよろしいでしょうか、確認します。

○櫻井繁行委員

下水道、昨日、下水道課のほうで加入状況がまだまだ横ばいというお話もあったのですが、地域によっては本管下水道工事がなされてなければ浄化槽、これは致し方ないところだと思うのですよ。

そういった中で、もともとこの補助金を使わないで、この合併浄化槽を入れている方で10年、20年、そして修繕のときに、この補助金が使えないというようなお話を聞きしたものですから、そういったところも含めて、令和3年度の決算ですけれども、この基本計画、毎年毎年60基の計画が伸び悩んでいる要因もあるのかな。よりちょっと受皿を、間口を広げるような補助制度の使い方を今後していただきたいなというふうに思うのですよ。これは要望になってしまうかもしれませんが、しっかりその辺も含めて、令和3年度の決算ですので、関係資料を精査して提出をいただきたいと思います。いかがでしょ

うか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

内容のほうを精査させていただきまして、提出させていただきたいと思います。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

説明書の90ページ、河川水質等調査業務委託とあります。これの委託先を教えてください。

○環境保全課長（齋藤 明君）

こちらのほうは、株式会社江東微生物研究所というところと契約になっております。

○設楽健夫委員

この水質調査の調査項目について、後で結構ですから提出していただきたいということと、あともう一つ、市のほうでは農薬関係、残留農薬だとか、そういうところの調査は今どういうふうな形でやられているのか、ないのか含めて教えてください。

○環境保全課長（齋藤 明君）

ただいまの河川の水質調査の結果とあと検査項目、そちらにつきましては、事前資料として皆様に提出はされておりますので、そちらのほうでちょっとご確認をしていただければと思います。

あと、農薬関係につきましては、うちのほうでその調査として毎年継続的にやっているのは、ゴルフ場の農薬のほうの調査を5つのゴルフ場で12か所の地点を定めまして、毎年やっております。いずれも結果といたしましては、基準値を超えているようなところはないという結果でございます。ただ、農地とかそういうところはやってございませんので、あくまでも水質ということなんです。

○設楽健夫委員

この河川調査の水質調査の項目で、ゴルフ場の排水路といいますか、その調査をやられているということですが、これを各主要河川、霞ヶ浦を含めて湖岸、これの調査をするということはできませんか。

○環境保全課長（齋藤 明君）

霞ヶ浦に注ぎ込んでいる河川という意味だと思いますが、そちらのほうは、ゴルフ場の池ではなくて河川ということだと思いますが、河川のほうも10河川16か所で一応検査のほうはやっております。

ただ、農薬に関しての項目というのは、水質調査ですのでそこまでは入っていないのですが、今後、委託の仕様に含めてできるかどうかというのを検討しながら、併せてその項目も、その河川での農薬というのもできるかどうか、確認しながら対応していきたいと思います。

○田谷文子委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

続いて、議案第46号のうち、市民部国民年金課の所管に係る部分を議題といたします。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

私のほうからは、国保年金課所管分の令和3年度一般会計決算の歳入について説明させていただきます。

決算書見開きで29、30ページをご覧ください。

款国庫支出金、項国庫負担金です。右側備考欄、下から2つ目、保険基盤安定負担金3937万1441円になりますが、こちらは保険税減額に充てる国庫負担分で、保険税減額分のうち支援分相当額の2分の1に当たります。

あわせて41、42ページをご覧ください。

款県支出金、項県負担金です。右側備考欄、中央よりやや上に計上する保険基盤安定負担金1億2124万3013円になります。こちらは保険税減税分の県負担分です。保険税減税分のうち、支援分相当額の4分の1及び軽減分相当の4分の3に当たります。

続きまして、次の項目、後期高齢者保険基盤安定負担金7639万5565円です。こちらは国民健康保険制度同様、後期高齢者保険料の減額に充てる県負担分、保険料減額相当分の4分の3に当たります。

これらの歳入については、各特別会計の繰出金に充当し、保険税、保険料の減額の前資補填に充てられます。

続きまして、次のページ43、44ページをご覧ください。

項県補助金です。右側備考欄の最初の項目、医療費補助金9621万8,000円になります。こちらは医療福祉制度、通称マル福で支給する医療費のうち、県が要綱で定めた対象医療費の2分の1の県補助金でございます。

以上が国保年金課の主な歳入になります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

歳出における政策事業について説明いたします。

決算書は121ページ、122ページをご覧ください。タブレットの政策事業に係る成果説明書については94ページになります。

款民生費、項社会福祉費、目医療福祉費に計上する医療福祉事業（県単独事業）（政策）になります。県補助対象としていない小児区分に係る所得制限拡大分及び外来分医療費、妊産婦の産婦人科以外での医療費、外来入院の窓口自己負担等の医療費の給付でございます。特に、高校生までの窓口自己負担及び所得制限の撤廃にあつては、令和3年10月から実施し、高校生年齢相当の医療費を無料とし、子育ての医療費の負担軽減を図っております。

指標としては、外来自己負担金助成額を挙げておりますが、前年度2482万4000円から2623万8000円、5.7%の増額となっております。前年度は令和2年度のコロナ禍の状況により、医療機関への受診控えが起因しているものと思われま

す。以上で国保年金課分の説明になります。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国民年金課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[発言する者なし]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第47号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

なお、本案につきましては、後刻審査予定の保健福祉部健康づくり増進課の所管に係る部分の質疑が終わった後に、討論並びに採決することといたします。

それでは、議案第47号のうち、市民部国保年金課の所管に係る部分を議題といたします。  
説明を求めます。

○市民部長（大久保定夫君）

国保年金課、豊崎課長から説明を申し上げます。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願い申し上げます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、令和3年度国民健康保険特別会計決算について説明をさせていただきます。

歳入の説明をさせていただきます。

決算書258、259ページをご覧ください。

国民健康保険税については、令和3年度現年度調定額は前年度比較で3.0%減の9億1600万4700円、収納額は8億5473万1038円、収納率は93.3%で、前年度より1.3%微増しております。調定額が減少となった要因は、被保険者数の減が影響しているものと思われ、年間平均被保険者数が前年度比較で1.8%減の9,804人となりました。

過年度調定額は2億4980万114円、収納額は4502万9949円、収納率は18%、前年度より4%ほど減となっております。

また、令和3年度も令和2年度に引き続きコロナ禍の影響による減免制度が設けられ、給与、営業、不動産収入のいずれかが1年前と比べて3割以上の減額が見込まれる場合に該当になります。令和3年度の実績は7件、58万3000円の減免を行っております。財源については、その全額が災害等臨時特例交付金及び特別調整交付金から補填されます。

このうち災害等臨時特例補助金に当たる収入が、決算書の次のページ、260、261ページの中央、款国庫支出金、項国庫補助金に当たります。

あわせて、次の款県支出金、項県補助金、目保険給付費等交付金についてですが、右側備考欄の普通交付金29億635万5093円については、県が負担する医療給付費相当分です。特別交付金については、先ほど説明した減免制度に係る補助及び給付制度、収納率の向上や医療費適正化などの成果により交付されるものです。

続いて、次のページ、262、263ページをご覧ください。

中ほどにある款繰入金、項一般会計繰入金についてです。

一般会計からの繰入金として、総額3億1577万8372円を繰り入れております。前年度と比較して1829万6962円ほど増額になっております。これは平成30年度制度改正に伴う一般会計からの法定外繰入れの仕分けによるもので、保健事業分の繰入金、一般会計からで、一般会計からの繰入りを認められるようになったもので、令和3年度より実施したものです。法定外の繰入金については、医療福祉費波及分として1786万6000円及び今、説明させていただいた保健事業分として1236万円を、繰入れを行い、合計で3026万6000円を繰り入れております。

続いて、歳出を説明させていただきます。

まず、政策事業について説明いたします。

決算書276、277ページをご覧ください。

保健衛生普及事業（政策）になります。タブレットの政策事業に係る成果説明書は95ページになります。

本事業は、健康管理意識の向上と医療費適正化を図ることを目的としております。医療費がどのぐらいにかかっているのかをお知らせする医療費通知を年5回、被保険者世帯に送付いたしました。また、ジェネリック医薬品の理解促進を図るため、先発医薬品を使っている方でジェネリック医薬品に変更した場合の差額が300円以上となる方を対象に通知をいたしました。国では、ジェネリック医薬品の普及を令和2年9月までに使用割合80%達成を目標としており、本市においては早い段階の取組の効果もあり、令和元年9月に目標を達成しております。

続きまして、決算書270、271ページをご覧ください。

款保険給付費です。療養諸費については、予算現額25億7918万7000円のところ、執行率98.2%とし、25億3224万6444円になりました。一人当たりで換算しますと9,804人で、被保険者数で換算しますと25万8287円、前年度が23万6765円ですので、前年度比で9.1%ほど増えております。このことにつきましては、コロナ禍の影響により、前年度の医療機関への受診控えが落ち着き、揺り戻しが要因と思われます。

続いて、款国民健康保険事業費納付金についてです。県単位で給付費の総額を管理し平準化を図ろうとするため、各市町村から標準保険料率を基準として県が納付金を徴収してございます。本市の令和3年度は10億5475万6868円、県へ納付金として執行しており、前年度と比較して7.9%減、9000万ほど減となっております。被保険者数の減少のほか、算定基準となる令和2年度がコロナ禍の影響により受診控えがあったことが要因となっております。

続いて、決算書280ページをご覧ください。

以上、国民健康保険特別会計ですが、収入総額42億7719万1932円、歳出総額41億9983万8962円とし、実質収支が1億1735万2970円、収支については令和4年度の収入に繰越金として計上いたします。

以上が国民健康保険特別会計決算の説明になります。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳入のほうで保険者努力支援分というのがあり、これが大幅に増えているようになっています。令和2年と比べると。これはどういうふうな基準でやっているのでしょうか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

保険者努力支援ですが、国保制度の見直しにより平成30年度から導入した制度でございます。保険者の医療費適正化の取り組みにより達成状況に応じて交付する制度で、指標としては多岐にわたり、収納率や特定健診、あと重症化予防の取組などの指標が当たります。あと、そのほか国保会計の法定外繰入れの解消とか、そういった項目もございまして、こういった指標を基に市町村に配分されるものとなります。

先ほど委員のおっしゃるとおり、令和3年度は令和2年度と比べ大きく伸びました。令和2年度は、その前年度、令和1年度に比べて18.8%減額となった影響がありまして、その後、令和3年度は、地域包括支援センターとの連携であるとか、先ほど説明させていただいたジェネリックの普及率が国の目標に達したこと、あと、そのほか多剤多重対策の取組を導入したことにより指標が加算され、今回収入が増えたものと考えております。

○佐藤文雄委員

詳細なやつを後でお示ししていただけますかね。令和2年度と比べると大幅に違うのです。令和元年度が1128万でしょう。令和2年が919万8000円なのです。それが今度は2235万3000円に伸びていまして、

前年度と比べると1315万5000円なのです。これ増えているというのは、もう令和元年度と同じ、同数よりも増えているのです。これはかなり大きい額になっていると思うのですが、予算では1750万に、令和3年度の予算はそうしているのですよね。だから、どちらかという決算してみないと分からないというのが実態なのですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

保険者努力支援制度の歳入見込みは、前年度、県により概算値として決まっております。その概算値については、その年度に報告する前年度であるとか前年度の指標により報告したものによる指標で評価されるものなのですが、令和4年度に計上した金額は、令和3年度中に県のほうから交付見込みということで計算されたものです。なので、各年度の前年度に概算で金額は出ています。

○佐藤文雄委員

県から示されているのでしょうか、令和3年度は。その詳細はどうか分からないけれども、逆に、令和3年度の予算がこういう詳細があるわけでしょう。それが令和3年度の決算では大幅に伸びたので、どういうふうな違いがあるのか、それを一覧表にいただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどご説明させていただいたとおり、この保険者努力支援制度については、その事業についてはかなり多岐にわたって表現されておりますので、そちらのほうがお示しできるかどうか研究させていただきます。

○佐藤文雄委員

数字的な根拠があるでしょう。だから、それを一覧表にしてください。根拠がなければ数字は出てこないでしょう。予算のときだって同じでしょう、根拠があるでしょう。だから、それを研究じゃないですよ。数字をどうやってつくったのですかと聞いているのです。一覧表にしてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

指標についてはお示しできるかもしれませんが、こちらの金額については、法令で定めるところの負担金ではなく、別枠で国が予算を確保しているものです。その配分方法については毎年見直しをしており、安定的な財源とはなりにくい部分でもございます。ただし、そういった理由により、指標そのものはお示しできるかもしれませんが、その配分金額については提示することはできませんが、よろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員

全然難しいこと言っていない、この数字的な裏づけを出してくださいと言っているのです。予算のときの金額があるわけでしょう。決算があるわけでしょう。その内訳を出してくださいと言っているのです。そうしたら、前のやつだってあるわけでしょう、決算で。どういうふうに変化があるかというのを見なきゃいけないと言っているのです。これが分析するのですよ。県が勝手にやっているかどうか分からないですけども、だってそれは、だって数字は正直ですよ。累積すれば分かるわけでしょう。その後で分析が出てくるのです。それを話しているのですけれども。分析だなんていう話は研究じゃないです。数字が出ているのだから、この数字の根拠を示してくださいと言っているのです。できませんか。できなかつたら、できないと言ってください。できないなら、この決算はいい加減な決算だというふうに認定されます。いかがですか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。 [午後 3時35分]

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時36分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどご説明したように、金額相当額は出ないのですが、指標として定められた点数、こちらについては総体的な内容でお示しすることができるので、そちらのほうを提出したいと思います。

○佐藤文雄委員

決算でしょう。この数字は根拠があって合計でこうなるのでしょうか。指標がどうのこうのと言ったって、今話したでしょう。それ説明しているじゃないですか。その根拠を、根拠は根拠として、数字的にこの数字の結果が出ているから、この内訳を示してくださいと言っているのですよ。前年度も令和元年度も、今おっしゃったでしょう。この保険者努力、こういう縛りをするよね、国なんかは。いろんな形で締めつけるよね。

結果的には、令和元年度から始まったではないですか。保険者努力支援分というのは。これは新しい、県の都道府県化になってからです。元年からです。これは県のいわゆる都道府県化になってから、これが出てきたのではないですか。ですから、数字があるわけですから、その結果を数字で出してくださいと言っている。できなかつたら、できないでいいです、できないのでしょうか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどご説明しましたけれども、こちらの保険者努力支援制度は、医療費の負担金相当額ではなく、別枠で補助金として予算を確保しているもので、毎年金額が異なってきます。そういったことで、その配分金額相当額は増減いたしますので、今回お示しさせていただきたいのは、その配分額の指標となる数字、そちらのほうの値でよければ、点数でよければお示しすることができるのですが、ご理解いただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

できないのですね。それで、今みたいな形でお示ししますということでもいいです。幾ら私が説明しても、できますと言わないのだから。この数字的な根拠がない、これ、そうすると決算が。数字というのは積み上げでなるのでしょうか。いろいろな理由つけて、指標はお示しできます、いや、いろいろ国の支援金ですと言ったって分かるわけがないじゃないですか。数字は正直です。だから、それはできなかつたらできないでいいです。今、この分だけは出してみますというふうに言ってください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

こちらは県の支出金になります。この後、県のほうに確認して、詳細のほうを確認したいと思います。

○田谷文子委員長

佐藤委員、いいですか。

○佐藤文雄委員

はい。それから、今回、医療福祉費波及分、これはルール外ですよ、一般会計のルール外。それに保健事業分というのが出ましたよね。この保健事業分というのが、いわゆる子どもの3歳未満児かな。3歳未満児ですか、均等割を減額する。これ均等割の減額じゃないのですか。教えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

こちらの分は保健事業分に充てる経費で、特定健診であるとかそういったものの経費に充てられるものです。

○佐藤文雄委員

未就学児均等割保険税繰入金というのは、これ4年度で、3年度の保健事業分はそれとは違うということですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

これ保健事業分がなぜ来たのでしょうか。医療福祉波及分も多くなったのです、340万。新たに保健事業分が1236万来たのです。ですから、合わせるとルール外といわれる一般会計の繰入金が増えたのです、3022万6000円ですか。これは何か根拠があるのですか。理由があるのですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

こちらについては、これまでは法定外繰入金として計上していたもので、説明欄にその他として表記させていただきました。制度改正以降、赤字補填目的の歳入が制限されています。解消を求められていることで、さらに目的の明瞭化を行う必要性から、特定健診など保健事業に充てる財源として保健事業分として計上されております。

この歳入については、制度改正以降、県で明確化されておまして、医療福祉費波及分同様、赤字補填以外の繰入金として分類されるものとなっております、繰入金が認められているものとなります。

○佐藤文雄委員

1236万は、保健事業分という名前が令和3年度から出てきたので、これは何で、ルール外でこれを、赤字補填云々と言っていますが、これはこのままずっと続くのですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

決算書で申し上げますと、決算書276、277ページをご覧ください。

こちらの項、保健事業費に計上する経費で、款保健事業費、項が特定健診事業、目特定健康診査等事業費、そちらに計上する特定健診等事業費、こちらのほうで一般財源に当たる経費、そちらのほうで、この繰入金を充当して運営することが認められております。

○佐藤文雄委員

令和3年度からそれは認められたということですか。ということは、令和4年の予算のやつをちょっと見落としたものですから。実際には令和3年の予算には入っていませんでしたよね。入っていないのでしょうか。だから、令和4年度のを私は見ていなかったもので、間違ったのでしょうか。

ほかにも特定健診とかいろんな受診料がありますよね。今回はそういう保健を維持する、健康を維持するために、いろんな努力をする、その分をルール外としてこれを入れることを認めたと。国が認めたのか県が認めたのか分かりませんが、認めたと。だから、健康維持のためにこれを今後は継続することができるというふうに理解してよろしいですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それから、いわゆるルール外のほうから言いますと、今、保健事業分が大きく影響しております。そういう点では、これまで1世帯当たりの法定外繰入金が5,097円です。その前は2,380円。その前が、元年度は2万2374円あったのです。そういう意味では結構、財政としては非常にこの件で有利になったように思いますが、いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらの指摘につきましては、歳入歳出の収支バランスになりますが、保険税そのものは税率が変わっていないので、1人当たりの税金というのはそれほど差が生じてはおりませんが、県に納める事業費納付金が平成30年度、令和元年度と大きく膨らんでおります。その影響については、制度改正直後とい



うこともあって、県のほうで金額積み上げ方法が誤りもあったということで、その後、留保財源が生じることになりましたが、その留保財源については、令和3年度、2年度として精算されることとなったほか、あと国の激変緩和策、そういったところの財源もあり、一時的に事業費納付金相当額が減額したことで収支バランスが整ったということになります。

○佐藤文雄委員

納付金が令和3年度は前年度と比べて9000万ほどマイナスになりましたよね。これは県が失敗したの  
かどうか分かりませんが、全国的なことで、全県的にこの調整がマイナスになったのですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

平成30年度、令和元年度については、県が事業費納付金相当額を多く見込んだために、かすみがうら  
市に限っては保険税では表現することが間に合わず、赤字繰入れを実行したということです。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第48号 令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議題といたします。

説明を求めます。

○市民部長（大久保定夫君）

国保年金課、豊崎課長から説明申し上げます。

○田谷文子委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算について説明させていただきます。

歳入の説明をさせていただきます。

決算書285、286ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料については、令和3年度現年度調定額は特別徴収2億6969万7500円及び普通徴  
収1億2861万1500円を合わせて、前年度比較で3.5%増の3億9830万9000円、特別徴収と普通徴収を合わ  
せた金額が3億9830万9000円になります。収納額は特別徴収及び普通徴収を合わせて3億9733万3000円、  
還付未済額を除いた収納率は99.5%で、前年度比較0.1%ほど微増となっております。

続いて、歳出を説明させていただきます。

決算書289、290ページをご覧ください。

中ほど、款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、全体の大部分の歳出を占める事業に当たります。  
執行額は8億9836万9268円、前年度8億7697万152円で、前年度比較で2.4%ほど増となっております。  
医療給付費負担金の増加に影響するものです。

続いて、291ページをご覧ください。

以上、後期高齢者医療特別会計ですが、収入総額9億2560万415円、歳出総額9億849万2482円とし、  
実質収支が1710万7933円、収支については令和4年度収入として繰越金に計上いたします。

以上が後期高齢者医療特別会計決算についての説明になります。

○田谷文子委員長

説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳入が9億2560万円、歳出が9億849万2000円ですね。私、表をつくっているのですが、今、滞納繰越分の普通徴収を入れていなかったのではないかと思います。後期高齢者医療保険料は、全体で3億9862万ではないですか。確認します。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど説明させていただいた金額については、現年度のみ説明になっております。もう一度繰り返しますと、現年度は先ほどの数字です。委員のおっしゃるとおり、滞納繰越分として調定額317万7200円、収入済額として128万6800円がこちらのほうに加算されます。

○佐藤文雄委員

簡単にいうと、滞納繰越分を入れなかったのでしょうか。後期高齢者保険料は幾らかとやっているのだから、滞納分は幾らというふうにちゃんと合計を言ってください。そうしないと計算が合わない。ただそれだけのことです。

あとは、今回、1人当たりの法定保険料額が多くなっているのですが、令和2年と比べて、これは何か理由はありますか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。 [午後 4時00分]

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時02分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどのご質問は、こちらで提出させていただいた資料10に計上しています決定保険料額のうち、1人当たりの賦課額が増えている理由についてということによろしかったでしょうか。

そちらの金額は、令和2年度と令和3年度については税率の変更がございませんので、所得割の増が考えられます。

○佐藤文雄委員

人数が変わっていないでしょう。令和2年度と令和3年度、ほとんど変わっていない。被保険者数です。6,154と6,153ですから、ほとんど変わりませんよね。そうすると、令和2年度の所得で保険料を計算するから、令和2年度に所得が多くなった人が多いということの反映なのですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

要因としては、委員のおっしゃるとおり、所得が多くなった方がいらっしゃるのと、軽減額が影響される方が少なくなった可能性もございます。

○佐藤文雄委員

今の発言で分かりました。軽減額が恐らく変わったのですね。8.5が7になったというのがあるでしょう。軽減、後期高齢者の、8.5割が7割になったと、そういうことが影響していると思うのですが、いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のおっしゃるとおり、それも影響している要素の一つかなと思います。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

私はもともと、この後期高齢者医療制度そのものに反対です。一貫して反対をしているのです。75歳で別建てにして、囲い込んで、そこの方だけの保険料にするというのが、これはやめろというふうにやっているのですが、いずれにしても、令和2年度の保険料が前年度対比で14.4%増になったのです。令和3年度は3.6に下がったのです。簡単にいうと令和2年度に上がったのです。そうすると、2年間は据え置きですよ。2年ごとに変わりますよね。そういうことで、2年ごとに変わると思うのですが、滞納繰越金が増えているのです。年金から引き落としできない所得が低い方が非常に大変になっているというのが実際にあると思います。私は、こういうふうな年齢で差別した医療制度というのは間違いだというふうに思っておりますので、反対です。

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○田谷文子委員長

起立多数であります。

よって、本案は賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第46号のうち市民部市民課の所管に係る部分を議題といたします。

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民課長（関 克明君）

それでは、市民課所管の令和3年度歳入歳出についてご説明いたします。

ほとんどが経常経費でありますので、政策経費と併せて主なものをご説明いたします。

最初に、歳入の主なものがございますが、決算書31、32ページをお願いいたします。

中段の15款2項1目1節総務費補助金の備考欄、上から3つ目の個人番号カード交付事業費補助金1344万1000円は、個人番号カードの申請、受付及び交付に係る事業経費が対象となっている補助金です。

次の個人番号カード交付事務費補助金1053万3000円は、消耗品費や郵送料等の事務経費が対象となっている補助金でございます。こちらは、補助率は10分の10となっております。前年度と比較しますと、事業費と事務費を合わせて396万4000円の増となっております。主な理由としましては、事務費補助金において、個人番号カードの普及啓発のため消耗品費や郵送料等の事務経費が増額となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

決算書105、106ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、03住民基本台帳事業4871万5755円は、各窓口センターの事務に要する経費で、千代田窓口センター、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所の会計年度任用職員数、延べ10名分の報酬となっております。

それから、12節の5番目、住基ネットCS及び統合端末アプリ導入業務委託86万9000円です。こちらは、デジタル手続法の改正に伴い、今後は国外転出後も個人番号カードの利用が可能となるように、住基ネット機器へアプリケーションソフトの導入作業を行ったものでございます。

それから、一番下の18節個人番号通知書・個人番号カード関連事務委任交付金1346万2600円です。こちらは、マイナンバー関連事務については、全国の自治体が地方公共団体情報システム機構J-LISに個人番号カードの申請、受付、作成等を委託しております。累計で前年度と比較しますと906万4771円の減となっております。主な理由としましては、システム改修委託や事務委任交付金が減額となっております。

また、個人番号カードの交付状況でございますが、令和3年度末で人口4万1200人に対して交付件数1万5923件、交付割合38.6%となっております。令和2年度末では交付割合25.8%でございますので、比較をしますと12.8%の増となっております。

また、参考までに申し上げます。本年8月31日現在でございますが、交付割合は42.4%で、令和2年度末との比較では16.6%の増となっております。現在、国が行っておりますマイナポイント事業などによりまして、徐々に普及してきている状況でございます。

個人番号カードの交付申請は、申請者が直接、地方公共団体情報システム機構J-LISへ申請書を郵送したり、スマートフォンなどでのオンライン申請となります。

次に、政策事業に係る成果説明書は96ページ、また、決算書は165、166ページをお願いいたします。

5款1項2目働く女性の家管理費、05働く女性の家管理事業（政策）2593万300円は、働く女性の家トレーニング室を、コミュニティー関連でも利用できる多目的室へと改修したものでございます。改修内容につきましては、床や照明器具、出入り口ドアやサッシの改修、空調設備を設置し、室内スポーツやダンスや踊りの練習など、多様に利用できるスペースとして改修をいたしました。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。[午後 4時15分]

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。[午後 4時25分]

次に、議案第46号のうち保健福祉部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

保健福祉部につきましては、社会福祉課、子ども家庭課、介護長寿課及び健康づくり増進課の4課体制にて、令和3年度の事務事業の執行をしております。

詳細につきましては、各担当課長から順次説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○社会福祉課長（金子俊文君）

社会福祉課の令和3年度歳入歳出についてご説明させていただきます。

まず、主な歳入についてご説明いたします。

決算書29ページ、30ページをお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金でございます。予算現額4億9608万7000円に対しまして、収入済額4億7941万4394円でございます。右側備考欄、内訳としまして、特別障害者手当等給付負担金631万7602円、障害者自立支援給付費負担金3億6399万9478円、障害者医療費負担金1552万7500円、障害児施設措置費負担金9356万9814円でございます。前年度に対しまして3300万円ほど増加してございますが、主な理由として考えられますのは、障害のある方が日常生活に必要とする障害福祉サービスの利用が増加になりまして、給付費が増となったものでございます。

続いて、4節生活保護費負担金でございます。予算現額3億7278万円に対しまして、収入済額3億7304万7466円でございます。内訳としましては、生活保護費負担金3億3939万7554円、生活困窮者自立支援負担金1602万2206円、過年度分生活保護費負担金1762万7706円でございます。内容といたしましては、生活保護補助事業及び生活困窮者の自立相談支援事業などに要した補助金でございまして、補助率は4分の3でございます。

続いて、決算書33ページ、34ページをお願いいたします。

2項2目1節社会福祉費補助金、予算現額5億961万円、収入済額3億2953万2600円でございます。前年度に対しまして、3億2000万円ほど増加してございます。理由といたしましては、決算書の備考欄の2段目と3段目になります。住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費補助金が3億1830万円、事務費補助金370万5600円が追加となったものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出における主な政策事業についてご説明させていただきます。

決算書111ページ、112ページをお願いいたします。タブレット端末、政策事業に係る成果説明書につきましては、97ページをお願いいたします。

成果説明書のほうでご説明させていただきます。

3款1項1目、事業名03やまゆり館管理運営事業（政策）でございます。令和3年度決算額2028万2000円でございます。事業の概要といたしましては、指定管理業務を業者委託しまして、施設の維持管理、また、高齢者の健康づくりや子育てに関する相談支援等を行っているものでございます。令和3年度におきましては、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は56日間の休館としたため、年間利用者数につきましても2万2208名となっているものでございます。管理者側の開催イベントについても中止としたものが多い中、下の写真につきましては、お誕生会と運動会等の様子でございます。

続きまして、決算書113、114ページをお願いいたします。成果説明書につきましては、98ページをお願いいたします。

3款1項1目、事業名05民生委員児童委員制度運営事業（政策）でございます。令和3年度決算額254万円でございます。事業の概要は、市民の見守り役、身近な相談相手、また、行政機関へのつなぎ役として活動している運営費の一部を補助するものでございます。令和3年度につきましては、新型コロナ

ウイルス感染拡大防止のため、相談支援や訪問活動はできるだけ実施してございますが、研修会や啓発活動が中止となりましたので、そのため、活動補助金、当初予算より130万円ほど減額となっているものでございます。

続きまして、政策事業に係る成果説明書102ページをお願いいたします。決算書は119ページ、120ページをお願いいたします。

3款1項3目、事業名06障害者自立支援事業（政策）でございます。令和3年度決算額11万2000円でございます。事業の概要は、障害者の自立した生活を支援するための義手、義足、車椅子、歩行器、つえ等の補装具の助成に係る事業でございます。前年度に対し500万円ほど減となっておりますが、理由といたしましては、平成2年度に第6期障害者計画、第2期障害児福祉計画の策定を行っているものでございます。

続きまして、成果説明書105ページをお願いいたします。決算書は143ページ、144ページでございます。

3款3項1目、事業名04生活保護適正化推進事業（政策）でございます。令和3年度決算額1284万円でございます。事業の概要は、被保護者家計改善支援事業や診療報酬明細点検等の業務委託でございます。前年度に対し320万ほど減となっておりますが、こちらは健康管理支援事業の委託をなくしたものでございます。

続きまして、成果説明書106ページをお願いいたします。決算書は143ページ、144ページをお願いいたします。

3款3項1目、事業名05生活保護困窮者自立支援事業（政策）でございます。令和3年度決算額4474万7000円でございます。事業の概要といたしましては、市の社会福祉協議会の委託費でございます。生活困窮状態からの早期の脱却を支援するため、相談支援を実施しているものでございます。前年度に対し1150万ほど増となっておりますが、理由といたしましては新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給による増でございます。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

続いて、議案第46号のうち保健福祉部子ども家庭課の所管に係る部分を議題といたします。

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、令和3年度一般会計歳入歳出決算の子ども家庭課所管の部分についてご説明をいたします。歳入から説明させていただきます。

決算書23ページ、24ページをお願いいたします。

まず、歳入で、13款分担金及び負担金、1項1目2節児童福祉費負担金、予算現額7945万1000円、収入済額7262万1810円となります。主なものとしましては、備考欄にあります私立、民間、管外保育所の保育料になりまして、合わせて5480万9710円、このほか児童クラブ運営負担金1345万2000円となっております。令和2年度に対しまして442万1340円の減となっております。なお、令和3年度につきましては、

保育料の不納欠損はありませんでした。

続きまして、決算書29ページ、30ページをお願いいたします。

15款国庫支出金であります。1項1目2節児童福祉費負担金、予算現額8億1568万4000円に対しまして、収入済額8億2301万1779円となっております。主なものとしまして、児童手当交付金3億7631万1998円、児童手当の国庫負担分で事業費の6分の4相当になります。

次の子どものための教育・保育給付費負担金4億2479万3574円ですが、子ども・子育て支援新制度における民間保育園等で保育給付に係る国負担分で、事業費の2分の1相当になります。令和2年度に対しまして3189万2850円の増となっております。

続きまして、その下、3節児童扶養手当給付費負担金、予算現額5011万3000円に対しまして、収入済額4992万3052円になります。児童扶養手当の国負担分で、事業費の3分の1相当になります。令和2年度に対しまして、15万8805円の減となっております。減額の要因としましては、児童扶養手当対象児童数の減となります。

続きまして、決算書33ページ、34ページをお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金、予算現額6億4137万6000円に対しまして、収入済額6億1907万1786円となります。主なものとしまして、備考欄、上から2つ目の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）、同じくその他世帯分につきましては、事業費事務費の合計で6054万9000円となります。この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、子育て世帯への支援として、ひとり親世帯や住民税非課税世帯の低所得者の子育て世帯へ、児童1人当たり5万円を給付したものに対する国庫補助です。補助率は10分の10となっております。

同じく備考欄で、下から3つ目、子育て世帯への臨時特別給付金は、事業費、事務費の合計で5億4599万8986円となります。先ほどの給付金と同じく、新型コロナウイルス感染症に鑑み、児童1人当たり10万円を給付したものとなります。補助率は10分の10です。

一番下の保育士等処遇改善臨時特例交付金601万円は、保育士や児童クラブ支援員の処遇改善を図るための特例交付金となります。補助率は10分の10となります。令和2年度に対しまして、5億672万4691円の増となっております。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して行われました子育て世帯及びひとり親世帯への臨時特別給付金等を行ったことから増額となっているものでございます。

続いて、その下、3節子ども・子育て支援交付金、予算現額5114万4000円に対しまして、収入済額6043万4000円となります。主なものとしまして、民間保育園等が実施いたしました延長保育や一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、決算書の次のページ、35、36ページの上段のほうに書いてあります放課後児童健全育成事業などに充当するもので、国の負担割合は3分の1相当となります。令和2年度に対しましては、1943万3000円の減となります。主な要因としましては、補助対象事業経費の減によるものとなっております。

続いて、決算書は35ページ、36ページをそのままをお願いいたします。

5節子ども・子育て支援整備交付金、予算現額2865万9000円に対しまして、収入済額2865万9000円です。千代田義務教育学校放課後児童クラブ施設整備に係る補助金の国負担分となります。基準額に対する3分の1相当となります。令和2年度に対しましては、2201万6000円の増となります。令和2年は、民間児童クラブ施設整備に係る補助を実施してございまして、施設の規模、補助率並びに補助額が異なることから増となるものでございます。

続きまして、その下、6節母子家庭等対策総合支援事業費補助金、予算現額155万円、収入済額149万7000円となります。母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金51万3000円につきましては、児童扶養手

当のマイナンバー活用に伴うシステム改修に対する国補助となります。補助率は3分の2となります。

高等職業訓練促進給付金事業費補助金98万4000円につきましては、ひとり親家庭の父または母が収入の安定を図るための資格取得を目的とした職業訓練を受ける際の補助金事業に対する国補助となります。補助率は4分の3となっております。令和2年度に対しましては、令和2年実績がないことから全額増となっております。

続きまして、決算書41ページ、42ページをお願いいたします。

上のほうになります。16款県支出金、1項1目2節児童福祉費負担金、予算現額3億429万9000円、収入済額2億6647万4443円となります。児童手当交付金8415万6666円は、児童手当の県負担分で、事業費の6分の1相当となります。子どものための教育・保育給付費負担金1億8217万9257円は、民間保育所等での保育給付に係る県負担分で、事業費の4分の1相当となります。令和2年度に対しましては、142万5008円の減となります。主な要因としましては、児童手当対象児童数の減によるものとなっております。

続いて、決算書は43ページ、44ページをお願いいたします。

節でいうと上から3つ目の4節児童福祉費補助金、予算現額3619万1000円に対しまして、収入済額3977万9545円となっております。主なものとしましては、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金2036万1120円は、認定こども園に教育認定で在園する児童に係る給付に対するもので、県と市がそれぞれ2分の1を負担するものとなっております。認定こども園事業へ充当される補助金となります。

多子世帯保育料軽減事業費助成金669万7750円は、多子世帯への保育料の負担軽減と支援を行うものでして、事業費の2分の1を県が負担するものでございます。保育対策総合支援事業費補助金966万9000円は、民間保育園が保育士の負担を軽減するための保育補助者の雇い上げや保育体制の強化に係る補助並びに新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の補助となっております。令和2年度に対しましては、231万2315円の減となります。主な減の要因としましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など臨時的な補助金があったことから、その分減額となっているものでございます。

続いて、その下の5節子ども・子育て支援交付金、予算現額5114万4000円に対しまして、収入済額4918万4000円となります。民間保育園等の事業に対する国の負担に附随する県負担分で、事業費の3分の1相当となります。令和2年度に対しましては57万円の減、主な要因としましては、地域子育て支援拠点の事業費の減によるものとなっております。

続きまして、その下、6節子ども・子育て支援整備交付金、予算現額2865万9000円、収入済額2865万9000円となります。先ほども説明しましたが、千代田義務教育学校放課後児童クラブ整備に係る補助金の県負担分となります。基準額に対する3分の1相当となりまして、令和2年度に対しましては2201万6000円の増となっております。

続いて、決算書、次のページ、45ページ、46ページをお願いいたします。

一番上の9節ひとり親世帯に対する生活支援特別給付金事業補助金、予算現額2575万5000円、収入済額2368万7000円となります。茨城県において新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、ひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する事業に対する補助金となります。補助率は10分の10となります。令和2年度には事業がなかったことから、比較しまして全額増額となっております。

歳入については以上となります。

続いて、歳出について説明させていただきます。

決算書は123ページ、124ページをお願いいたします。政策事業に係る成果説明書は115ページをお願いいたします。



3款2項1目児童福祉総務費になります。決算書、備考欄の中段より少し下になります。03家庭児童相談事業（政策）218万8975円となります。主な支出は、家庭児童相談の相談体制の強化を目的としまして、子ども未来室に配置する相談員への報酬となっております。令和2年度に対しましては、10万2125円の増となりまして、会計年度任用職員の報酬手当の時間外等により増となっているものでございます。

続きまして、決算書は125ページ、126ページ、成果説明書は116ページをお願いいたします。

決算書備考欄、上のほうになります。13地域の子育て支援事業（政策）254万4000円となります。主な支出の内容は、子育てに関する情報発信を行っている子育て支援サイト「かすみっ湖」のリニューアルに伴う改修委託と子育てガイドブック作成委託の実施となっております。令和2年度に対しましては、227万9800円の増となり、主な要因としましては、先ほど申し上げました子育て支援サイトのリニューアル等に係る業務委託を実施したことにより増となっているものでございます。

続きまして、決算書は127ページ、128ページ、成果説明書は117ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費になります。決算書備考欄、上のほう、06母子父子福祉事業（政策）131万3000円となります。主なものとしましては、高等職業訓練促進給付金2名分の支出となります。ひとり親家庭の父または母が就職の有利性を確保し、生活の安定に資するため、要綱に定める資格を取得するまでのカリキュラム修了日まで給付金を支給するものとなります。財源は国が4分の3、市が4分の1となります。令和2年度に対しましては、117万3000円の増となります。この要因としましては、訓練促進給付金の利用者が増えたこと、1名から2名に増ということになっております。

続きまして、決算書は135ページ、136ページ、成果説明書は118ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、04の民間保育所事業（政策）、備考欄は上のほうになります。9857万7679円の支出となっております。主なものとしましては、民間保育所への補助金となります。主食代補助金395万9000円は、給食の主食食材の購入費の一部を助成するものです。送迎バス補助金99万5000円は、送迎用バスの運行に対し、補助を行ったものです。これらの補助を実施しまして、市内の民間保育園に通園する児童の保護者の負担軽減を図っているところでございます。子ども・子育て支援交付金1084万6380円につきましては、民間保育園などが行う延長保育、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業に対しまして交付金を支出しております。

また、保育対策総合支援事業補助金918万4799円は、保育士の業務負担軽減のために保育補助者の雇い上げを行った施設に対し、交付を行ったものでございます。障害児保育事業補助金2662万円につきましては、障害のある児童の保育の実施に対し、臨時の保育士の雇入れ等に係る事業費に対して補助金を行っているものでございます。

新型コロナウイルス感染症保育緊急対策事業補助金1416万円につきましては、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、社会的機能の維持に必要である保育業務を担う保育士の確保を目的に、保育士1人当たり月額1万5000円を交付する補助金の交付を行ったものです。令和2年度に対しましては、1964万9996円の増となります。主な要因としましては、障害児保育事業費補助金について、障害のある児童の受入れ態勢が整備され、受入れ児童数の増などにより事業費が増額となりました。また、保育士の確保対策として保育緊急対策補助金、新規の取組により事業費が増となったものでございます。

続きまして、決算書139ページ、140ページ、成果説明書は119ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、6目放課後児童健全育成事業費、決算書備考欄は下のほうになります。03放課後児童健全育成事業（政策）2億9139万9505円となります。主なものとしましては、決算書141ページ、142ページの備考欄に記載があります千代田中地区放課後児童クラブ施設整備工事2億1120万円となります。千代田中地区小学校の統合に伴い、新設される千代田義務教育学校の隣接地に放課後児童

クラブ施設の整備を行いました。

また、放課後児童クラブ民営補助7012万4000円につきましては、民間が設置する児童クラブ3事業所、7クラブの運営に係る補助金となっております。令和2年度に対しまして1億8537万6802円の増となります。主な要因としましては、千代田中地区放課後児童クラブの施設整備に伴い、工事費の増加によるものとなります。

続きまして、決算書は141ページ、142ページ、成果説明書は120ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、7目少子化対策事業費、03の子育て支援事業（政策）1571万1273円となります。主なものとしましては、多子世帯保育料軽減事業費助成金1339万5615円につきましては、多子世帯の保育料の軽減として、県補助2分の1を受けて行うものでして、第3子以降で3歳未満児がいる世帯、または保育料の一定所得階層3歳未満で、なおかつ世帯における第2子の保育料を全額負担している場合はその半額、第3子の場合は負担した保育料を全額補助するといった内容となっております。

実績といたしましては、令和3年度は66世帯になります。これは全額と半額の合計となっております。令和2年度に対しましては158万7961円の減となります。主な要因としましては、多子世帯保育料軽減事業における対象児童の減によるものとなっております。

子ども家庭課からの説明は以上でございます。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

ここで、会議を延長したいと思います、いかがいたしましょうか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、延長させていただきます。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

いただいた保育所の入所児童者一覧、これをよく見ますとゼロ歳から2歳児、定数に対して利用定員が多いようになっていると思うのです。令和2年度もあまり変わらないような気がします。現在、ゼロ歳から2歳児未満はかなり厳しい入所になっているのでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

提出させていただいている資料のとおり、3歳未満児、最後の月数でいいますと令和3年度末時点で、全体で370人ほど、令和2年度末についても370人ほど、ほぼほぼ人数は変わっておりません。ただ、今年度の現状からいいますと、手元に細かい数字はないのですが、ほぼ利用定員は満員となっております。新規のゼロ、1、2歳児あたりは、新規の受入れがなかなか難しい状況になっているところがございます。

○佐藤文雄委員

子育てしやすい環境ということになれば、今、働く女性が増えているわけですから、そういう意味では、乳幼児、産休明けから子どもたちが入れる、そういう環境をつくらないといけないような気がするのですが、何か対策みたいなものがないように思われるのですが、いかがですか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

現状として、ご指摘のとおり、具体的な対策というのはお示しができていない状況があるかと思えます。やはりゼロ、1歳児の受入れに対して、子どもさんに対して保育士が1名、またゼロ歳児で9名を

超えると、そこに3名に保育士1人とプラス看護師が1名ということで、人間的なそれらの要件とかも必要になるかと思います。これが1歳に上がったとしても、6人に1人というような状況が続くわけです。

そういった中で、一部民間のほうでも徐々に定数枠を増やしていただいている状況ではあるのですが、そこがまた目いっぱいになってしまうと。今後、その需要と、子ども子育ての計画等も今、中間見直しをやっているところでした、そういった中でいろいろ調査を、必要量の調査等を改めて確認しながら、そこで計画するように盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤文雄委員

今のところは対策がないと。そういう場合は預け先がなくなるのですが、そういうフォローはどういうふうに行っているのですか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

今、ゼロ歳、1歳の入っている入所の状況ですが、市外の小規模保育等々の活用をいただいているのが現状でございます。幸いにして、神立近辺に2園ほど利用している実態が見られますので、そういった近隣、通勤の手間等の部分はあるかと思うのですが、そういった活用が進んでいるというような状況が見受けられるところでございます。

○田谷文子委員長

ほかにもございませんか。

○川村成二委員

民間保育所事業で、説明の中で障害児保育事業補助金が増えているという説明がございました。ということは、障害児が増えているというふうには受け止めたのですが、なぜそのような状況になっているのか、どのように増えているのか、分かりましたら教えてください。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

障害児の認定というか特別に配慮を要するような児童に特定されるお子さんが増えてきたということが実態としてあります。我々子ども家庭課の中でも、子ども未来室のほうで要支援児童に対する養育相談というのも行っておりますが、保育園からの相談人数も徐々に増えております。その増えている要因というのは、個々の児童の中ですので、なかなか増えている要因というのはなかなか難しいのですが、実態としては、そういった1園に対する要支援児童の相談なんかも、2桁、10人程度あるところもございますので、増えていると。

そういった中で、保育補助者とかそういった保育を実施するに当たって、民間保育所のほうで保育補助者なんかの雇入れを行って、できるだけそういった保育の実施、保育のサービスの提供を出せるように努めていただいているのが補助金の実績から見えてきたとしかお答えしようがなく、答えになっておりませんが、そういうところで判断しているところでございます。

○川村成二委員

概略で結構ですけれども、令和2年度何名に対して令和3年度は何名というふうには、どの程度増えているのかというのは、ここで説明はできるでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

手元に細かい資料を持ち合わせていませんので、もし必要であれば後ほどご提示させていただければと思います。

○川村成二委員

数字は大丈夫です。要は増えているという状況ですので、そうしますと、この先考えたときに、要は

小学校等へ上がっていったときには、その小学校等への負担も増えてくると思いますが、そういったことに対してはどのように連携は取っているのでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

子ども未来室のほうで要支援ということで、先ほどの保育相談というか、保育所にこちらの相談員が赴きまして、様子とか、あとは土浦特別支援学校のカウンセラーの先生なんかにも協力していただいて、その子の特性を全部書き出しています。経過の報告については、学校教育課の指導主事の先生にも共有させていただいて、今後の就学への事前相談も含めて経過をつないでいくというような状況にしております。

また、先ほど特別支援学校というお話もしましたが、児の状況によっては、やはり特別支援学校への進学ということも考えられますので、そういったところを、また同じように情報共有してつないでいっているというような状況でございます。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

タブレットのほうに、まず資料の9ページを出してもらえますか。

放課後児童クラブの18児童クラブ、これの一覧表が載っています。右側が令和3年ですよね。霞ヶ浦南小の児童クラブ1、2、3、4で、定員がオーバーしているのが3つです。あとは、志筑小の児童クラブが35人のところが51人になっています。上佐谷小学校が35人のところが43人です。あとは、すれすれのところで、下から3番目の大塚児童館の児童クラブが50人。今も幼稚園とか学校が始まって、近隣でもクラスターが発生しているところが多数ありますけれども。放課後児童クラブの、ここには1人当たりの面積は書いてありませんけれども、そろそろ霞ヶ浦南小の1、2、3、4、どこか学校のほうに持って行ったり、保健センターに持って行ったりすることができれば、どこかが50人とか、そういうケースになればがらりと変わってきますから。何回か言っているのですけれども、ほかのところの志筑小と七会小、大塚児童クラブは外れるけれど、義務教育学校の児童クラブが出来上がっていますから、恐らく解消されていくのかなという気はするのですけれど。南小の1、2、3、4の児童クラブのバランスといたしますか、押し込められ続けて5年以上たっているわけですから、もうそろそろ手を打つ必要があると思うのですが、この表を見てどう思いますか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

これまでもご質問いただきまして、ご答弁させていただいているところかと思えます。

定数と利用人数、登録者数でもありますので、毎回の確実、毎日がこの人数が利用しているという状況ではないということと、あとは、以前もご心配をされているように、新型コロナのクラスターのところで、密な環境ができていないかということ、なおかつご心配をされているというところで、以前もご答弁申し上げていますが、南小の児童クラブにつきましては、状況を鑑みて、特に南小クラブ1、ランチルームを使っているところにつきましては、融通を利かせて少し広めに、今まではおおむね半分を児童クラブの面積としているところですが、それを学校の利活用の状況に合わせて広めに、随時必要に応じてさせて、臨時的な対応をさせていただいていると。設楽委員がおっしゃっているのは、恒久的な措置が必要なのではないかなというところなのかなという推察はいたしますが、引き続き、学校の空き状況等も協議しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

○設楽健夫委員

保育所の児童クラブ、訪問させてもらっているのですが、実際は変わっていないです。あそこの支援

員の人にも何とかしてくださいという話は行くたびに言われて、そういう状況になっているので。齋藤さんも各児童クラブの全体は回っておられると思いますけれど、やはり極端に劣悪ですから、それは感じられると思うのです。天井は低い、部屋のスペースは低い、部屋も幼稚園の子どもたちの入れる棚みたいなので、ぐっと狭くなっている。これはやはり何とかしないと、ここに通っている親たちが、これ何とかしてくれないのかなという話が、いろいろなところから入ってくるし、行くたびに言われるので。今言われたことを、何とかしてもらいたいなど。

教育長も替わられましたから、相談をしていくことも必要だと思いますが、小学校との兼ね合いもあるので、よろしくお願いします。

○子ども家庭課長（齋藤隆男君）

引き続き検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○櫻井健一委員

1点だけ、お聞きしたいのですが、保育士さんの配置状況、過去令和3年度から5か年出していただいていますけれども、年々臨時保育士さんの割合が増えていっていますよね、3施設に、さくら保育所は無いですが、処遇改善等しっかり取り組んでいただいているとは思っているのですが、こういった現状をどのように検証されていますか。

○子ども家庭課長（齋藤隆男君）

当然、子ども家庭課所管の職員、保育士でございまして、そちらについては今後の推移等も見据えながら、対応をしていきたいというふうに考えてはいるのですが、なかなか具体的な素案というのは、見いだせない状況がございます。やはり、今後の公立保育所の在り方とか、それと児童数の推移に応じた民間保育所との連携等々も踏まえながらやっていかなければならないのかなと思います。

どうしても先の想定がされていないものですから、採用を停止している状況でございます。それがいいのかというところではないのですが、やはり先の決まった状態で、今後の職員の配置、今正直、ベテランの保育士が職員で行っているという状況がありますので、内容的に質が落ちるものというふうな認識はございませんが、体制のバランス、責任感の問題とか、いろいろ諸問題が今後も出てくるのかなというふうに考えておりますので、引き続き検討をしてみたいというふうに思っています。

○櫻井健一委員

臨時の保育士さんたちも定年なされて、また再雇用とか、そういった形もあると思いますし、もちろん経験も豊富な方も多くいらっしゃると思うのですが、そこもしっかり考えていただきたいのと、改めて、保育士さんというのは不足しているという、定数が足りていないというような保育施設というのはないという認識でよろしいですか。

○子ども家庭課長（齋藤隆男君）

保育所施設ですと、認可定員と利用定員と定めがあります。現状を言いますと、保育士が確保できる人数で保育を受け入れているというような状況もあります。ですので、そうやってしまうと利用定員に達して保育士が足りていないというような状況になっているのかなと思います。ただ、受入れの人数に対しては、保育士が充足するように、先ほど臨時の保育士とか、会計年度任用職員になりますけれど、そういった方を取り入れながら、児童に対する十分な保育士の確保に努めているところでございます。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○矢口龍人委員

公立保育所の民営化計画はどこまで進んでいるのですか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

今のところ、現状としては、公立保育所の民営化をどのような形でするという計画自体は決まっておられません。

○矢口龍人委員

民営化するべきだと私は思っていますけれども、職員の件に関しても、保育士さんに関しても、結局その辺のところが一番やっぱり問題なところであって、民営化すれば保育士さんが要らないわけですから。結局、臨時に頼っているということが、やはりこれから先もどんどん高齢化していくわけです。ご存じのとおり、職員さんの関係も大分高齢化していて、当然、再任用なんかで臨時をやっていただいているのでしょうけれど、そういう状態がこれからも続くということは、これは民営化するべきだと思うのだよね。しないのだったら新規で採用するべきだと思うし、その辺のところをきちっと、やはり計画を立てるべきだと私は思いますけれど、いかがですか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

矢口委員のおっしゃるように、どちらかに決めて計画立てていくというのは必要なというふうには感じております。決める段階というところをよく精査しながら、今後進めていきたいというふうを考えております。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○設楽健夫委員

資料の中に社会福祉協議会公益事業受託事業ということで、11事業の一覧表がありますよね。これ、保健福祉部の全体で、いろんなどころにまたがっているところもあるのですが、これはどこかで、この11事業の受託している事業の具体的な事業内容と成果表といえますか、そういう報告書のようなものはあるのですか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。 [午後 5時20分]

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時20分]

○保健福祉部長（幕内浩之君）

ただいまの委員のご質問ですが、社会福祉協議会に委託をしている内容でございます。こちらにつきましては、委託費という形で委託料をお支払いしまして、それに対します実績は事業ごとに、各担当課に提出されておりますので、そちらのほうで分かるかと思えます。

○設楽健夫委員

社会福祉協議会に委託している事業を一覧表にしてもらえませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

後日、各課で作成しまして提出したいと思えます。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

○来栖丈治委員

すいません。決算書の136ページです。

保育士さんの処遇改善ということで、令和3年、いわゆるコロナ対策というか、そういうようなこともあって、処遇改善の補助金というか、そういうものをやることになったかと思うのですが、1年やってみて、成果というか状況というか、そういうものをお聞かせいただきたいのと、あといわゆる民間の保育園で、それぞれ保育所が幾つかあると思うのですが、滞りなく申請してもらえて動いているのかどうか、確認したいと思います。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

ご質問のありました事業、新型コロナウイルス感染症保育緊急対策事業費補助金1416万円の事業ということで、月額1万5000円を保育士の正職の方に給料の上乗せということで、処遇の改善のために行った事業でございます。なかなか、近隣の市町村の状況で、やはり保育士の確保が足りないというところで上乗せを実施していると。そういった処遇の面での優位性が他市町村であることから、当市のなかなか保育士さんの確保が難しいのではないかとということで始まった事業でございます。

令和3年度が1年目ということで、延べ人数で言いますと82名の保育士さんに補助金という交付になりました。各施設が代表して実施していた、補助の交付申請等は実施していただいたところなのですが、そちらについては、滞りなく補助の申請、交付、こちらでも丁寧な案内に努めまして、実施していただくことができました。

今後の見通しなのですが、現時点で保育の定員とか、いろいろ変更になった園なんかもございます、現時点では、82名までいくかどうかというのは、正直微妙なところでございます。園の状況なんかも見ていますと、個々の保育士さんの状況にもよるのですが、やむを得ず離職されてしまうということで、ほかからの確保というところで、それが補助の対象とならない臨時になってしまうというところがあるので、本年度今時点では少し少なめになっているのかなという感触でございます。

ただ、保育士の確保、やはりほかの優位性のあるところに保育士が引っ張られてしまうという危険性というか、懸念を払拭するためにも、担当課としてはぜひ今後も続けて保育士の処遇改善等々を図っていければと考えているところでございます。

○来栖丈治委員

ありがとうございます。初年度なので、成果を求めるといのはなかなか難しい部分だと思います。説明を受けたのかもしれないですけども、財源というのはコロナに関連した創生交付金とか何かが入っているのか、財源構成を教えてくださいなと思います。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

新型コロナウイルス関連地方創生臨時交付金を財源として充当して事業実施しているところでございます。

○来栖丈治委員

ありがとうございます。

財源がコロナの関連の地方創生臨時交付金を充てているということですが、今後も見通しも含めて、続けられることは続けていただけるようお願いできればと思います。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、介護長寿課一般会計決算についてご説明いたします。

まず、歳入よりご説明いたします。

決算書23、24ページをお願いします。

13款1項1目1節老人福祉費負担金、老人ホーム入所措置事業負担金でございます。予算現額451万2000円に対しまして、収入済額481万2493円でございます。こちらにつきましては、養護老人ホーム入所措置者の個人負担納入金10名分となっております。

その下になります14款1項1目2節あじさい館使用料でございます。予算現額396万4000円に対しまして、収入済額332万6980円でございます。内容につきましては、あじさい館の浴室及びトレーニングルーム、カラオケ等の使用料となっております。

決算書29、30ページをお願いします。

15款1項1目6節介護保険事業費負担金、低所得者保険料軽減負担金、予算現額1981万1000円に対しまして、収入済額1926万1110円でございます。こちらにつきましては、低所得者の保険料軽減分の国庫負担分でございます。補助率は2分の1となっております。

決算書35、36ページをお願いします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄のところの上から4番目でございます。疾病予防対策事業費等補助金、収入済額203万7000円でございます。こちらにつきましては、65歳以上の高齢者等に実施しましたPCR検査に係ります費用の補助金となっております。

決算書41、42ページ中段になります。

16款1項1目6節介護保険事業費負担金、低所得者保険料軽減負担金、予算現額990万5000円に対しまして、収入済額963万555円でございます。先ほど説明しました低所得者の保険料軽減の県の負担分となっております。補助率は4分の1となります。

決算書43、44ページ、2段目となります。

16款2項2目2節の老人福祉費補助金でございます。予算現額4659万8000円に対しまして、収入済額4651万1000円でございます。備考欄の下段にあります地域医療介護総合確保基金事業補助金としまして、県の補助金交付要綱により交付決定されました介護付き有料老人ホーム施設の整備に対する補助金4614万5000円が主なものとなっております。

続きまして、決算書57、58ページをお願いします。一番上となります。

19款2項3目1節介護保険特別会計繰入金でございます。予算現額3440万5000円に対しまして、収入済額3440万4903円でございます。令和2年度の精算によりまして、介護保険特別会計のほうから一般会計へ繰入れしたものでございます。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出の主な政策事業についてご説明をいたします。

決算書97、98ページとなります。成果説明書につきましては107ページでございます。

2款1項13目、備考欄03あじさい館管理事業（政策）でございます。決算額につきましては3471万1643円でございます。主な内容としましては、12節にありますあじさい館の管理業務一括委託となっております。3247万2000円となります。こちらにつきましては、空調や浴場施設の保守、本館内外の管理、清掃等の運営について委託をしているものでございます。

続きまして、決算書115、116ページをお願いします。成果説明書につきましては108ページとなります。



3款1項2目、備考欄04高齢者対策事業（政策）でございます。決算額934万1596円です。主な内容としましては、12節にあります地域ケアシステム推進事業委託708万7937円となります。こちらにつきましては、連絡会議やケアセンター支援等につきまして、社会福祉協議会のほうへ事業を委託しているものとなっております。

備考欄のその下になります。成果説明書は109ページとなります。

06のひとり暮らし高齢者対策事業（政策）でございます。決算額280万1123円。主な内容としましては、12節にあります緊急通報業務委託271万4910円となっております。65歳以上のひとり暮らしまたは重度身障者等を対象にしまして、緊急通報システムを設置委託しているものでございます。

また、備考欄その下となります。成果説明書110ページとなります。

08要援護高齢者等サービス事業（政策）でございます。決算額につきましては37万2101円でございます。主な内容としましては、12節の軽度生活支援事業委託29万9831円となっております。ひとり暮らしの高齢者世帯等の日常生活が困難な方等への簡易な生活支援、草刈りや清掃等でございますけれども、シルバー人材センターへ委託しているものでございます。

決算書117、118ページをお願いします。成果説明書は111ページになります。

備考欄12高齢者クラブ運営費助成事業（政策）でございます。決算額148万9480円です。内容につきましては、茨城県老人クラブ連合会、市老人クラブ連合会、市の単位老人クラブへの補助金としまして138万8705円を助成しているものでございます。また、高齢者健康づくり事業としまして10万775円を市の老人クラブへ補助をしてございます。

続きまして、その下となります。成果説明書につきましては112ページとなります。

備考欄の14シルバー人材センター運営費助成事業（政策）でございます。決算額711万円でございます。内容につきましては、シルバー人材センター補助金としまして、かすみがうら市のシルバー人材センターへ運営助成として補助を行っているものでございます。

その下となります。備考欄の18社会福祉施設整備事業（政策）でございます。決算額につきましては4614万5000円となっております。こちらにつきましては、成果説明書はございませんので、口頭だけの説明で申し訳ございません。内容につきましては、地域医療介護総合確保基金事業補助金としまして、介護施設の整備開設準備のために交付をした内容となっております。令和3年度につきましては、宍倉地区のほうへ造りました介護付き有料老人ホームの整備について支出してございます。先ほど、歳入の分で説明いたしました県の補助金、老人福祉費の補助金を充てているものでございます。

続きまして、決算書の123、124ページになります。成果説明書は113ページになります。

3款1項7目介護保険費、備考欄の03居宅介護サービス等利用者助成事業（政策）でございます。決算額につきましては、812万6497円でございます。主な内容としましては、19節の居宅介護サービス利用者負担減免費766万4700円につきまして、低所得者の方が居宅サービスを利用した場合、利用者負担額の4分の1について助成をしているものでございます。

続きまして、決算書飛びまして147、148ページの中段になります。

4款1項1目の保健衛生総務費、16の感染症対策事業のうちの12節疾病予防対策事業委託、61万9500円でございますけれども、こちらにつきましては、新型コロナウイルスの検査、PCR検査につきまして、茨城県総合健診協会へ委託を行っている内容でございます。

一般会計分につきまして、説明は以上となります。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第49号 令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

令和3年度介護保険特別会計の決算につきましては、介護長寿課、川原場課長よりご説明いたします。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計の決算につきましてご説明いたします。

最初に、決算書293ページの最下段をご覧くださいと思います。

介護保険特別会計全体の収支としまして、収入済額36億5617万8789円でございます。歳出につきましては、297ページ下段をご覧くださいと思いますが、35億5864万1343円ございまして、差引額の9753万7446円が令和4年度への繰越金となっております。

まず、介護保険特別会計の歳入につきましてご説明いたします。

決算書298、299ページの上段をお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、こちらにつきましては、65歳以上の方の保険料となっております。令和3年度末被保険者数につきましては、1万2743人でございまして、前年度末1万2660人でございましたが、比較しますと83人ほど増となっております。調定額7億9911万2960円、収入済額7億7776万830円となっております。収納率につきましては現年度分が99.65%、滞納繰越分が9.08%で、全体としまして97.33%となっております。

なお、不納欠損としまして228人分、784万7330円を介護保険法第200条第1項の規定により、時効などで欠損処分してございまして、収納未済額につきましては1350万4800円となっております。

続きまして、同ページのその下の部分でございます。

3款1項1目介護給付費国庫負担金になります。予算現額6億4200万6000円に対しまして、収入済額5億6503万4901円でございます。介護保険給付費の国の負担分でございます。居宅給付費分の20%、施設等給付費分の15%の補助率となっております。

決算書300、301ページの上段になります。

3款2項2目及び3目の地域支援事業交付金でございますが、こちらにつきましては、高齢者の介護予防と自立した生活支援を目的とした事業に対する国庫補助金でございます。

2目の予算現額904万1000円に対しまして、収入済額894万1040円でございます。介護予防・生活支援サービス事業に対する事業費の20%の補助となっております。また、3目の予算現額2653万3000円に対しまして、収入済額につきましては2584万5185円ございまして、こちらにつきましては、包括支援センター運営事業や一般介護予防事業に対します事業費の38.5%の補助となっております。

その下となります。4目保険者機能強化推進交付金537万6000円でございます。こちらにつきましては、国の評価項目の達成状況に応じまして、国から交付される内容となっております。地域支援事業等保健福祉事業に活用する内容となっております。

続きまして、決算書の302、303ページの上段になります。

6目介護保険者努力支援交付金484万2000円、こちらにつきましては、先ほどの4目と同じく評価項目の達成状況に応じての国からの交付内容となっておりまして、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症総合支援事業等に補助する内容となっております。

同ページの中段になります。

4款1項1目介護給付費交付金でございます。予算現額9億7604万1000円に対しまして、収入済額9億321万1147円でございます。こちらは40歳から64歳までの第2号被保険者の方に対する被保険料となっております。介護給付費の27%が交付されるものでございます。

その下となります5款1項1目介護給付費負担金でございます。予算現額5億3285万8000円に対しまして、収入済額4億8598万991円でございます。内容につきましては、介護保険給付費の県の負担分となっております。居宅給付費分の12.5%、施設等給付費分17.5%の補助率となっております。

決算書304、305ページをお願いします。

5款3項1目及び2目の地域支援事業交付金、収入済額1851万742円、こちらにつきましては、先ほどの国庫補助同様、高齢者の介護予防等自立した生活支援を目的とした事業の県の補助金部分でございます。介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費の12.5%、包括支援センター運営事業や一般介護予防事業に係る事業費の19.25%の補助率となっているものでございます。

決算書308、309ページをお願いします。

9款2項1目の第三者納付金、収入済額337万9421円でございます。こちらにつきましては、第三者が起した交通事故等が原因により要介護状態や要介護度が重度化してしまっており、保険給付を受けることになった場合、介護保険で一時的に立て替えている部分の納付金となっております。

決算書310、311ページとなります。

9款2項3目の雑入中、備考欄で「食」の自立支援事業費負担金、収入済額889万7150円、こちらにつきましては、配食サービスの個人負担分、1食当たり350円となっております。

ページ中段となりますが、10款1項1目新予防給付ケアマネジメント収入、収入済額846万2000円、こちらにつきましては、地域包括支援センターの介護支援専門員が作成する介護予防サービス支援計画の作成料となっております。

歳入につきましては以上になります。

続きまして、歳出となります。

決算書につきましては、316ページ、317ページの中段をお願いします。成果説明書につきましては114ページになります。

2款5項1目、備考欄の02市町村特別給付事業の政策でございます。決算額につきましては1818万3371円でございます。内容につきましては、介護度1から5の認定を受けた在宅で介護されている方のおむつの利用費、また介護度3から5の認定を受けている方の自宅で療養を受けている方の理容と美容サービスを受けた費用について助成するものでありまして、おむつのほうが購入費用の9割分、月の支給限度額は5,000円、理容サービスにつきましては費用の9割分で、支給限度額2,000円を助成しているものでございます。

また、一般会計において65歳以上の介護認定者や障害者等に初乗り分を助成していた福祉タクシー利用料金助成事業委託がございましたが、令和3年度にこちらのほうの市町村特別給付事業の移送サービス費に移行となりまして、またそれのほかに、おむつの利用等が増加したことに伴いまして、昨年度より362万5000円ほどの増となっているものでございます。

続きまして、決算書の320、321ページをお願いします。

こちら、経常経費とはなりますけれども、4款3項2目の地域包括支援センター費でございます。02の地域包括支援センター運営事業2332万5974円でございますが、こちらは地域包括支援センターの運営についての費用となっております。主な内容としましては、令和3年度より霞ヶ浦地域の地域包括支援センターを社会福祉法人の明岳会に委託しておりまして、委託料として2054万5933円を支出しているものでございます。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

介護状況調査の資料を要求しましたよね。それを見てもらえませんか。数字が違っているような感じがしたので。歳出のほうで、前年度と比べて大幅に増えているところが介護認定です。介護認定が審査会、これが増になって、かなりの金額になっていますが、これはどういうことですか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。 [午後 5時51分]

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。 [午後 6時00分]

答弁を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

大変失礼いたしました。

認定審査の金額の差でございますが、令和2年度の3項2目でございます認定調査事業711万、それと本来、認定調査事業、政策としてあった会計年度任用職員分の金額がございました。ただそれが、3年度につきましては1本になったもので、560万ほど政策の会計年度任用職員の報酬等が入っていますので、その差が出てしまったということでございます。

○佐藤文雄委員

会計年度任用職員が増えたのですか。介護認定審査会費の中で増えたのですか、任用職員が。前年度というのは、令和2年度はなかったけれども、3年度はその方が増えた。簡単に言うと、元年度は2000万です。ところが、30年度は1798万3000円。ずっと統計を取っているんで、おかしいなと思ったのです。だから、会計年度任用職員が令和3年度は、この介護認定審査会で増やしたのですか。何で増やしたのですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

会計年度の人数を3年に増やしたというわけではないのですが、2年のときの認定調査事業の政策としまして、会計年度任用職員の報酬分等を出しているものがあつたのですが、それが3年度に認定調査事業1本のほうに入っていますので、そちらで差異が出ているものとなっております。

○佐藤文雄委員

介護給付費ですが、前年度、令和2年度と比べると、介護給付費がどのくらい、何%増えましたか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

すみません、失礼しました。給付費としましては、資料の4ページをご確認いただければと思うのですが、そここのところの8番に介護と予防給付の推移となっているものがございます。

○佐藤文雄委員

だから、質問に答えてください。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

すみません、5ページの8番、介護給付費の推移となっているところがあるので、そちらで見てくださいと、令和2年度29億3268万9000円、3年度30億3856万8000円となっていて、3.6%ほど増えているものでございます。

○佐藤文雄委員

私のほうの計算だと、9893万9000円なのです、増えているのが、3.1%ですけれども、3.何%ですか。経年度でやっぱりどれだけ給付が伸びているかというのは、つかまえておかなきゃいけないのです。例えば、30年度は3%、元年度が3.8%、令和2年度が3.7%、そして3.1%というふうに、これ伸び率のほうにそういうふうになっているのです。一方で、給付のほうはどうなっているのか。給付というか、保険料が。そういうところを見ていく必要があるというふうに思うのです。今回は、今単年度収支で9753万8000円。増えているでしょう、差引額が。違いますか。前年度は3298万3000円です。こういうふうに、実質収支も確認していく必要があると思うのです。来年度で8期が終わるわけでしょう。来年度というのは令和5年度ですよ。5年度で8期が終わるわけでしょう。今度は9期になるわけでしょう。そういうふうに、全体の数字をつかまえて流れを把握するということが必要なのです。そのこと言っているから、ちゃんと経年度で実際にどうなっているかというのをつかまえてください。よろしいですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

失礼しました。給付費とまたは歳入に係る部分、保険料等も十分、今後検証した上で、9期計画のほうをつくっていかねばとは思っておりますので、そちらのほうでやらせていただきたいと思えます。

○佐藤文雄委員

認定率は令和2年度と令和3年度、認定率は幾つですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

認定率につきましては、令和2年度で16.1%、3年度で16.4%となっております。

○佐藤文雄委員

当たりです。それで、介護度、5の介護度が上がっています。それから要介護1が上がっている。要支援が上がっているというふうになって、傾向が見えてくるのですよ。特に、何で要介護5が上がったのですか。それは調査しましたか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

おっしゃるとおり、介護5のほうが大抵6.4%くらい、前年に比べて上がっているのかなという感じなのですが、介護度につきましては、ただ単に度数だけで人数を見るというものもありますが、実際のところ、前年度に例えば介護が4だった人が5になったとか、上がった、下がったというのがあると思うのですけれども、全体的に見ますと、やはり介護度が高い5のほうに、4だった人が5に上がったとかというのがあると思えます。ただ、理由としましては、やはり4、5の方につきましては、重症化するような感じも見受けられますので、それに伴って介護度が上がっているのではないかと考察するところではございます。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第49号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

反対ではないです。今言ったように、数字をきちっと捉まえて、次の9期の介護保険料を検討する必要があると思うのです。今、8期は100円下げたでしょう、100円。その前も100円下げたのです。そういうことがありますので、ちゃんと積立金は、これありますね。介護の積立金があります。こういう積立金なんかもきちっと活用する。または、改めて階層、11段階を15段階にするとか、つまり、そういうふうに所得の階層を細かくして、収入の高い方は介護保険料がそれなりに高くなるというふうにして、負担の公平性を所得に応じてやるということも考えながら、将来を見据えてぜひ考えてください。私が質問するのは、やっぱりそういう経年度でデータをつかまえて、どういう流れになっているかというのを見ていただきたいと、そういう思いで質問しているのです。ぜひ、そのことを検討していただくことをお願いしたいと思います。反対ではありません。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは続いて、議案第46号のうち、保健福祉部健康づくり増進課の所管に関わる部分を議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

それでは、一般会計歳入歳出決算のうち、健康づくり増進課分についてご説明させていただきます。

まず、歳入のうち主なものになります。決算書31から32ページをお願いいたします。

15款1項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2億252万6192円、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金です。主に、集団接種時の医師、看護師等への報酬や医療機関でのワクチン接種に係る委託料に対しての10分の10の補助金です。

続きまして、決算書35から36ページをお願いいたします。

5段目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1億5525万8000円です。内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う市町村での接種会場に係る消耗品費や、接種券の印刷郵送費等に係る接種を開始するに当たり必要となるものについて交付を受けているものです。こちらも10分の10の補助金です。

続きまして、決算書53から54ページをお願いいたします。

18款寄附金、1項2目1節民生費寄附金、新型コロナウイルス感染症対策寄附金200万円、それから健

康増進支援寄附金21万3000円です。200万につきましては、株式会社TKCから新型コロナウイルス感染拡大防止のため、頂きました。21万3000円につきましては、明治安田生命保険相互会社からの健康増進のため役立ててほしいと寄附を頂いております。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

決算書123から124ページをお願いいたします。成果説明書はタブレットの121ページをご覧ください。

3款1項6目老人医療費08事業後期高齢者保健事業（政策）の433万9000円は、後期高齢者の人間ドック利用者に係る補助として支出しております。令和3年度の実績は、人間ドック187人、脳ドック1人、心臓ドックゼロ人、脳併診ドック18人、心臓併診ドックゼロ人の計206人となっております。

続きまして、決算書145から146ページ、成果説明書は122ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費03献血推進事業（政策）19万9992円は、献血協力者への記念品の支出となっております。

続きまして、決算書153から154ページをお願いいたします。成果説明書は123ページです。

4款1項2目母子保健事業費04不妊治療費助成事業（政策）671万7894円は、不妊治療を受けた夫婦に対する茨城県不妊治療費補助金への上乗せ補助であります。1件10万円の助成をしております。実績は37組67件、うち男性不妊が1件、不育治療1件となっております。

決算書は同じページで、成果説明書124ページをお願いいたします。

4款1項3目保健事業費の05健康づくり推進事業（政策）487万2222円に係る主な支出としまして、健康カレンダーの印刷製本費として67万9800円、こちら1万5000部のほか、新型コロナウイルスの感染拡大防止により中止となりました健康まつりの代替事業として、健康づくり推進に係る動画を業務委託により作成しました。こちらが86万9000円。また、この動画を紹介するチラシを印刷製本費29万9900円で作成しまして、区長を経由して各戸へ配布いたしました。

続いて、決算書155から156ページ、成果説明書は125ページをお願いいたします。

4款1項4目予防費の04任意予防接種事業（政策）634万423円は、おたふく風邪と子どものインフルエンザ等の任意予防接種費用の一部助成に係る支出となっております。実績としましては、おたふく風邪が167件、小児インフルが2,181件でございます。

続きまして、決算書157から158ページ、成果説明書は126ページをお願いいたします。

4款1項5目保健センター費03ウエルネスプラザ管理運営事業（政策）5726万8640円は、指定管理施設となっておりますがすみがうらウエルネスプラザにおける指定管理委託料として5594万6000円、そのほか施設内に係る電話交換機の借上料として132万2640円となっております。

ここで1点、資料のほうの訂正をお願いいたします。

今ご覧いただいております成果説明書126ページ、こちらが一番下の欄のトレーニングルームの利用者が1万182人となっておりますが、正しくは1万297人ですので、後ほど成果説明書を差し替えて訂正させていただきたいと思っております。ご迷惑をおかけしました。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

○設楽健夫委員

ウエルネスプラザで委託事業をやっていると思いますが、どういう事業をやっている、どういう成果

がっているのかということの報告書なんかは上がってきていると思いますが、後で出してもらえますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

後ほど提出させていただきます。

○矢口龍人委員

指定管理者がウエルネスプラザとか、それから角来のやまゆり館も同じですよ、入っていますよね。それで、市民が使用した場合の減免になりますよね、利用の部分で。そうすると、指定管理者に対して、減免ということになると、本来であれば減免になった分は市で指定管理者にそのお金を払うべきだと思うのだけれども、どういうふうになっていますか。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

減免の取扱いの場合の指定管理者への補填という意味であると思いますが、申し訳ありません。ただいま手持ちに資料等がございません。

○矢口龍人委員

要するに、減免になった分は指定管理者に対しては市で補填してやらなきゃならないと思うのです。そうでないと、指定管理者も商売でやっているのだから、市の人が利用するからといって減免、減免でもって売上が上がらなかつたら、彼らは苦しむと思うのです。だから、減免というものの意味をきちっと売上で計上してやらないと、と思いますので、その辺のところをもしやっていないのであれば、研究していただいて、できるだけそういうふうにしてやらないと、お互いに事業として成り立たなくなるので、注意していただきたいと思います。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

ウエルネスプラザに限らず、ほかの指定管理者の部分も同様だと思いますので、同じように検討していきたいと思います。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第46号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第46号について討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

一般会計についても反対なのですが、歳入が217億2783万5000円ということで、歳出が204億5657ですね。差引きが127億7170万8000円。実質収支額が11億8950万7000円。単年度収支が6億5483万1000円。実質単年度収支が6億6720万1000円となります。いわゆる実質収支比率が10.2%となっているのです。これは大幅な黒字決算となっているようですが、過度の黒字があるということは、いいことではないのです。行政サービスがきちんと行われていないとも考えられるわけなのです。

実質収支比率は従来から経験的に3から5が望ましいと言われておりますので、検証することが必要なんじゃないかな。あとは、ちょっと資料をまだ検証していませんので、いろいろ討論の中については、審議の経過をもう一回改めて考えたいと思いますが、やっぱり公共交通システムがおざなりになっているのではないかなというふうに感じました。



それから、学校給食費や教材費、この保護者負担を解消する手立ても考えることができるのではないかなど。特に、就学援助費の率が令和3年度、大幅に下がっているのですね。これは問題だというふうに思います。

それから、入札では随意契約をはじめ、改革が必要だというふうに思います。

ちょっと気になったのが、突然出てきた常陸野第2公園です。購入する不動産鑑定評価委託費49万5000円、これは無駄遣いの典型だというふうに思います。そういう中身で、あとはもう一回改めて討論をまとめていきたいと思いますが、取りあえず反対です。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○田谷文子委員長

起立多数であります。

よって、本案は賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号のうち、保健福祉部健康づくり増進課の所管に関わる部分を議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、令和3年度国民健康保険特別会計におきます保健福祉部所管の部分につきまして、健康づくり増進課の田中課長よりご説明いたします。

○田谷文子委員長

それでは説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

それでは、国民健康保険特別会計のうち、健康づくり増進課分につきましてご説明申し上げます。

歳入について、決算書260から261ページをお願いいたします。

4款1項1目2節特別交付金のうち、5番目の特定健康診査等負担金832万円は、特定健診の負担分として受け入れております。こちらが県からの3分の2の補助額となっております。

続いて、決算書266から267ページをお願いいたします。

8款2項3目1節特定健康診査等受診料、こちらは健診受診者の受診料自己負担分として、162万6000円を徴収してございます。

歳入につきましては以上です。

続いて、歳出につきましてご説明申し上げます。

決算書276から277ページ、成果説明書は127ページをお願いいたします。

疾病予防事業（政策）は、人間ドックの補助金となっております。令和3年度の実績は人間ドック589人、脳ドック6人、心臓ドックゼロ人、脳併診ドック61人、心臓併診ドック6人の計662人となっております。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

それでは健康づくり増進課に対する質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。  
ございませんか。

(発言する者なし)

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第47号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

議案第47号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対です。

これも差引き1億1735万3000円の大幅な黒字になっているのです。一般会計からの法定外繰入額も保健事業分を除くと大幅に減っているのです。基金も2億2679万8000円あります。ぜひ、国保税の見直しをしていただいて、被保険者の保険の軽減を図っていただきたいということで、反対であります。

○田谷文子委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは採決します。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○田谷文子委員長

起立多数であります。

よって、本案は賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。執行部におかれましては、大変ご苦労さまでした。

それでは、これで執行部の方には退席をお願いします。

ここで暫時休憩します。 [午後 6時32分]

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。 [午後 6時32分]

お諮りいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ないようですので、以上をもって決算審査特別委員会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 6時33分